

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 大臣官房政策課技術政策室

農産局技術普及課 ）

項 目 名	生産方式革新事業活動用資産等の特別償却の延長		
税 目	所得税・法人税（措法 11 の 5、措法 44 の 5）		
要 望 の 内 容	【措置の概要】 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下、「スマート農業技術活用促進法」という。）の生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等、農業者等の生産方式革新事業活動の促進に資する措置を行うスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者が、一定の基準に適合した生産方式革新事業活動用資産等の取得をして、生産方式革新事業活動等の用に供した場合には、その取得価額に次の償却率を乗じた金額の特別償却ができる。 ①認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち農業の生産性の向上に著しく資するもの 32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%） ②認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械及び装置のうち、生産方式革新事業活動の促進に特に資するもの 25% 【要望の内容】 ・適用期限を 3 年延長する。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
	（改正増減収額）	（	— 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 人口の減少、高齢化の進展、農業技術の分野における情報通信技術等の技術革新の進展その他の我が国の農業を取り巻く環境の著しい変化に伴い、農業の生産性の向上に不可欠であるスマート農業技術等を導入して農産物の生産、流通及び販売の方式の革新を図ることの重要性が増大している。このことから、スマート農業技術等の普及に関する取組を行う者に対して、スマート農業技術等の活用を促進するための措置を講ずることにより、農業の生産性の向上を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 今後約 20 年間で、現在の基幹的農業従事者の大半を占める 70 歳以上の年齢層がリタイアした後、農業者数は現在から大きく減少することが見込まれ、従来の生産方式等を前提とした農業生産では農業の持続性を確保できないおそれがある。 人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、生産性を飛躍的に向上させるスマート農業技術等の実用化を図りながら、産地の生産方式等の変革を進めることが急務であり、スマート農業技術等の現場導入を一層加速することが不可欠となっている。 このため、スマート農業技術等の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）の認定を受けた者に対して、スマート農業技術等の普及の促進を図る本特例措置が必要である。 さらに、「食料・農業・農村基本計画」（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）においても、「「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（令和 6 年法律第 63 号）及び同法に基づく「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」（令和 6 年 9 月策定。以下「スマート農業技術活用促進基本方針」という。）に基づき、スマート農業技術の開発・普及を進める（中略）」と位置付けられている。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I - 1 我が国の食料供給 《政策分野》 ②食料自給力の確保
政策の達成目標	経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を令和 12 年度までに 50%以上に向上させる。		租税特別措置の適用又は延長期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月まで（3 年間）			

		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	スマート農業技術の活用割合について、2024 年は約 20%（参考値）、2025 年は約 26%（参考値）であり、着実に進捗している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 8 年度：9 令和 9 年度：29 令和 10 年度：61 令和 11 年度：103
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	スマート農業技術や新たな生産の方式の導入を行う際の初期投資が大きいことから、本特例措置による法人税または所得税の課税負担の軽減は、農業者等によるスマート農業技術等の導入に関する投資のインセンティブとなり、スマート農業技術の活用面積の増加に効果がある。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同じスマート農業技術活用促進法に基づく計画認定に係る税制特例措置として、「認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減」が措置されており、本特例措置と同様に、令和 9 年度税制改正要望にて延長要望を提出する予定である。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 （令和 7 年度補正予算額：15,658 百万円の内数 令和 8 年度当初予算額：2,530 百万円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記事業は、本特例措置と同様にスマート農業技術等の導入を促進するものであるが、当該事業については ① 1 取組あたりの上限事業費が設定されていること ② 予算措置であることから、要件を満たしたとしても確実に採択されるものではないこと ③ 補助事業のスケジュールに従う必要があること ④ 産地で一体となって取り組むことが主であるため、域内の他の生産者等との合意形成に時間を要し、必ずしも個者が望むタイミングで投資を行うことができないこと ⑤ 単年度で成果目標を設定し実施する必要があるため、複数年で大きな投資を行う取組は対象外となっていること 等、農業者の責によらない理由により、事業への申請ができないケースもあることから、補助事業だけでは不十分であり、本措置が必要である。
		要望の措置の妥当性	本特例措置については、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画を農林水産大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。 また、「生産方式革新事業活動用資産等の特別償却」に関しては、スマート農業技術活用促進基本方針において、生産方式革新事業活動について先進的であると認められる生産方式革新実

			施計画の認定の基準を追加要件として定め、これを満たす場合に限り当該特例措置を適用することとしており、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和6年度 0件 令和7年度 0件 【減収額】 令和6年度 0万円 令和7年度 0万円 前回要望時の見込みと実績が乖離している原因については、以下の通り。 本措置は法律施行から間もないため、十分な数の計画認定ができていないわけではない。さらに、機械・施設等の大規模な投資を行う取組等の税制特例の効果が大きい取組については、合意形成に一定の時間を要し、認定に至った取組は現時点でわずかである。加えて、認定済みの計画のうち、税制特例の活用を計画している事例についても、機械導入が令和8年度以降となっている等の理由から、前回要望時の見込み件数の達成には至らなかった。	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	①租税特別措置法第44条の5 ②適用件数 令和6年度 0件 ③適用総額 令和6年度 0万円	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	スマート農業技術や新たな生産の方式の導入を行う場合、初期投資が大きいことから、機械等の導入に係る税負担を軽減する本特例措置は、スマート農業技術等の導入に関する投資のインセンティブとして有効である。 なお、「租税特別措置の適用実績」に記載の通り、現時点で適用実績はないが、認定済みの計画について、税制特例の活用を予定している事例が8件存在する。機械導入がされていないなどの理由から、特例の適用には至っていないが、今後2,025百万円規模の機械・施設等が導入される予定であり、今後十分な政策効果の発現が期待される。	
	前回要望時の達成目標	スマート農業技術を活用した農業の生産性の向上を図り、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資する。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回の要望に際して、達成目標としてスマート農業技術の活用割合2030年に50%という目標を設定した。それに対し実績は2025年約26%（参考値）となっており、今後スマート農業技術の研究開発を進めるとともに、本税制等を活用したスマート農機等の導入を推進することにより目標の達成を目指す。	

これまでの 要望経緯	令和6年度 創設
---------------	----------

要望内容と自己点検の関係

措置名：生産方式革新事業活動用資産等の特別償却

本特例措置の自己点検に当たっては、短期アウトカムとして「生産方式革新実施計画の認定者におけるスマート農業技術活用面積割合の増加」、長期アウトカムとして「スマート農業技術を活用した面積割合 50%の達成」を設定し、効果分析を行った。

（１）短期アウトカム：生産方式革新実施計画の認定者（本特例措置活用者）におけるスマート農業技術を活用した面積の割合の増加幅

本制度施行から間もないことから、現時点では機械導入や税制適用に至っていない案件が多く、短期アウトカムの評価を行う段階には至っていない。

（２）長期アウトカム：スマート農業技術を活用した面積の割合の増加

認定者によるスマート農業技術の導入が進展し、その取組が地域へ波及することで、農業全体におけるスマート農業技術の活用拡大につながることが期待される。長期アウトカムとして「スマート農業技術を活用した面積割合 50%」を設定しており、スマート農業技術の活用割合は 2025 年は約 26%となっている。

本特例措置は制度施行から 1 年半と間もなく、現時点では適用実績がないものの、その主な要因は大規模投資を実施する計画における合意形成や設備投資までに一定の期間を要するためであり、認定済みの計画には本特例措置を活用する計画も存在することから、今後十分な政策効果の発現が期待される。

これらの自己点検結果を踏まえ、税制改正要望においては、現時点で政策効果の十分な検証に至っていない要因を示すとともに、認定済みの計画における今後の設備投資見込みや政策効果の発現見込みを記載することにより、本特例措置の有効性及び必要性を整理した。以上を踏まえ、引き続き本特例措置を講じていく必要があると判断し、本特例措置の 3 年延長要望を行うこととした。

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省経営局経営政策課）

項 目 名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の延長等		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	〈制度の概要〉 ① 青色申告を行う認定農業者等が、農業経営改善計画等に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために、経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費（損金）に算入することができる。 ② 当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合、当該年（事業年度）分の事業所得（所得）に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、必要経費（損金）に算入することができる。 〈要望の内容〉 ・適用期限（R9.3.31）の2年延長 ・水田政策の見直しに伴う所要の措置 等		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （▲17,100 百万円） （－ 百万円）

(1) 政策目的

我が国農業が成長産業として持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ持続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担い、安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することが重要である。

このためには、意欲と能力のある農業者が、将来にわたって農業を継続し、農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等の経営発展に取り組める環境を整備すること等により、競争力のある経営体を育成・確保することが重要である。

このため、認定農業者等の担い手に対し、本特例措置を講じることにより、農業経営の基盤強化を図るための農業用固定資産等への計画的な投資を促進し、競争力のある担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を加速化する。

(2) 施策の必要性

我が国における農地は、現在の人口 1.2 億人分の国内需要を賄うために必要な面積の 1/3 程度しかないにも関わらず、農業者の減少・高齢化が著しく進展する中で適切に利用されなくなることが懸念されている。食料の安定的な供給や食料自給力の確保を図る上では農業生産の基盤である農地を維持していくことが重要である。

こうした観点から、効率的かつ安定的な農業経営である担い手（離農農地の受け皿となる経営体等）による適正な農地の保全・管理を図るため、令和 7 年 4 月 11 日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）において、担い手への農地集積率を 2030 年度に 7 割とすることが目標とされたところである。

本特例措置は、担い手である認定農業者等を対象に、計画的な農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等の取組を促進するため、経営所得安定対策等の交付金を経営基盤の強化（農用地、農業用機械等の取得）に活用するよう誘導するものである。これにより、土地生産性及び労働生産性を向上させ、農業経営の収益力を高めることで、農業の持続的発展を図るものである。

また、基本計画に基づく取組を円滑に推進する上で不可欠な施策となっており、地域計画や経営所得安定対策など他の支援制度と一体的に措置することにより、担い手への農地の集積・集約化を加速化する必要がある。

さらに、上述のとおり、農業者人口の減少が見込まれる中、国民への食料の安定供給を果たしていくためには、少数の農業者でより多くの面積を引き受けていく必要がある。こうした考えの下、水活については、これまで主食用米以外の米や麦・大豆等を単に作付ければ支援していた仕組みを改め、令和 9 年度から作物ごとの生産性向上等への支援（取組の要件化や収量に応じた支払へのシフト）へと転換することとしており、農業者の大規模化を支える生産性向上等を図ることとしている。その上で、少数の農業者で多くの農地を引き受けていくためには、農地購入等による経営規模の拡大や、大規模な農地に見合う農業機械・施設の導入が必要不可欠であるが、そのための投資額は多額となることから、計画的に蓄積をしつつ、確実に投資に回る仕組みが必要である。このため、水田活用の直接支払交付金等の後継事業を引き続き本特例措置の対象交付金とすることが不可欠である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 我が国の食料供給 《政策分野》 国内の食料供給、食料自給力の確保		
		政策の達成目標	令和7年4月11日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において示された担い手への農地集積率7割（2030年度）を目標とする。		
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間		
		同上の期間中の達成目標	担い手が利用する農地面積の割合：毎年約1.5%増加		
		政策目標の達成状況	担い手が利用する農地面積の割合：62.1%（令和7年度）		
	有効性	要望の措置の適用見込み	（令和9年度見込み） 対象者数 87,346 経営体（個人 63,074 法人 24,272） 適用者数 19,077 経営体（個人 10,623 法人 8,454）		
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	担い手の農業経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には多額の投資を要する。このため、本特例措置により、その投資額を蓄積し、認定農業者等の計画的な規模拡大等を促すことにより、担い手への農地利用の集積及び農業経営の安定化に寄与する。		
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—		
		予算上の措置等の要求内容及び金額	経営所得安定対策等 （9年度要求） 2,495億円 （一部事項要求） （8年度） 5,143億円		
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	我が国の生産条件と諸外国の生産条件の格差から生ずる不利を補正すること等を目的とした経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた担い手が、農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、当該交付金を準備金として積み立てる場合や、積み立てた準備金を取り崩して対象資産を取得する場合に、特例措置を講じるものである。		

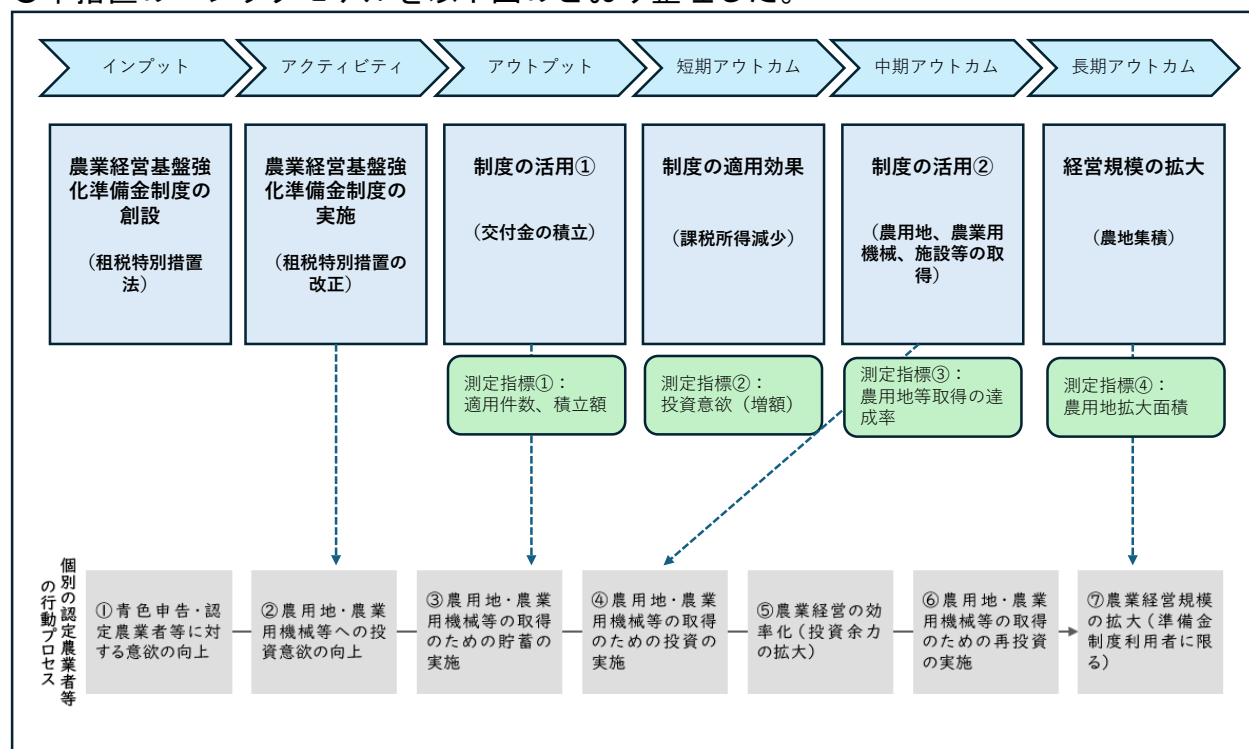
		要望の措置 の 妥 当 性	本特例措置は、担い手の主体的な経営判断により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用を受けない交付金を農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等経営発展のために計画的に投資することを支援するものである。 令和7年度に EBPM の手法により準備金制度の政策効果を検証したところ、本制度を活用した認定農業者には、活用していない認定農業者に比べ、10 年間で約 3ha の農業経営面積の拡大効果、約 10%の土地生産性向上（経営耕地面積当たりの売上高）の「真水の政策効果」が見られ、また、農地規模や借入面積比率によらず、準備金活用者全体に対して効果が見られるなど政策手段として有効に機能していることが判明した。			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		対象者数	適用件数	減税額	
		令和5年度	91,611 人	14,290 件	16,581 百万円	
		個 人	69,611 人	8,102 件	7,604 百万円	
	法 人	22,000 人	6,188 件	8,976 百万円		
	令和6年度	90,054 人	15,901 件	(14,218)	19,266 百万円	(15,924)
個 人	67,189 人	8,931 件	(7,946)	7,985 百万円	(7,303)	
法 人	22,865 人	6,970 件	(6,272)	11,282 百万円	(8,621)	
令和7年度	88,657 人	18,151 件	(14,218)	22,925 百万円	(15,924)	
個 人	65,099 人	10,176 件	(7,946)	8,870 百万円	(7,303)	
法 人	23,558 人	7,975 件	(6,272)	14,055 百万円	(8,621)	
		令和7年度の適用件数については、前回要望時の見込件数（カッコ内の数値）に比べ128%、令和7年度の減税額については、前回要望時の見込額に比べ144%であり、前回要望時の見込みから大幅に増加している。				
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果		(適用件数)	(適用総額)		
		(第61条の2)	3,940	38,612,113 千円		
		(第61条の3)	2,423	22,262,963 千円		
		※令和6年度適用実態調査				
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	令和7年度において、本特例措置を活用し、農業経営改善計画等に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は以下のとおりとなっており、本特例措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されている。				
		① 農用地	取得計画面積	2,383 (ha)	A	
			取得実績	2,390 (ha)	B	
			達成率 (B/A)	100%		
		② 農業用機械等	取得計画台数	6,762 台	A	
			取得実績	6,772 台	B	
			達成率 (B/A)	100%		
	前回要望時の達成目標	食料・農業・農村基本法の改正（令和6年6月5日施行）に伴い、本年度中に食料・農業・農村基本計画の改正を行うこととしており、担い手への農地集積目標の取扱いについては、基本計画の議論と併せて検討を行う。（その後の検討の結果、令和12年度に担い手が利用する農地面積の割合を70%とすることとされた。）				
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	担い手が利用する農地面積の割合は、62.1%と目標を達成できていない。本目標は、準備金制度だけで達成できるものではなく、今後も改正農業経営基盤強化促進法に基づく取組を強力に推進するとともに、税制措置や予算措置等あらゆる手段を活用し、地域計画に沿った担い手への農地の集積・集約化を加速化する必要がある。				

これまでの 要望経緯	平成19年度 創設 平成21年度 延長（2年）、拡充 ・農業生産法人以外の特定農業法人を対象に追加 ・特別障害者に該当する場合の引継措置の創設 平成22年度 拡充、縮減 ・戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ・特定農業団体及びこれに準じる組織を対象から除外 平成23年度 延長（2年）、対象交付金の見直し 平成25年度 延長（2年）、対象交付金の名称変更 平成26年度 対象交付金の見直し 平成27年度 延長（2年）、拡充、縮減 ・認定新規就農者（個人）を対象に追加 ・対象資産の追加（農業用の建物、器具・備品等） ・環境保全型農業直接支援対策交付金を除外 ・農業生産法人以外の特定農業法人を対象から除外 平成28年度 対象交付金の見直し等 平成29年度 延長（1年） 平成30年度 延長（2年）、縮減 ・米の直接支払交付金を除外 ・農地所有適格法人である特定農業法人を対象から除外 令和2年度 延長（1年） 令和3年度 延長（2年）、縮減 ・人・農地プランの中心経営体であることを対象要件に追加 ・所得基準額の構成の見直し 令和4年度 対象者要件の見直し ・農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、人・農地プランの法定化に伴う所要の規定の整備 令和5年度 延長（2年）、縮減 ・特定農業用機械等のうち取得価額が30万円未満の資産を除外 令和7年度 延長（2年）、対象資産要件の見直し ・対象となる農用地を地域計画の区域内に限定（令和8年度から適用） ・証明書の写しを確定申告書に添付できるよう見直し
-----------------------	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例

○本措置のロジックモデルを以下図のとおり整理した。



○上記のロジックモデルを基に本特例措置の効果を分析したところ、以下のような結果が得られた。

【各アウトカムの達成状況】

・短期アウトカム

令和6年度の適用状況調査（農林水産省調べ）によると、準備金の積立は、9,427件の経営体が活用し、886億円の対象交付金が積み立てられた。これにより、減税額は121億円となり、令和6年度の減税見込額（96億円）を約3割（126%）上回った。

・中期アウトカム

令和6年度の適用状況調査によると、準備金制度を活用した農用地の取得状況は、農用地が8,158ha、農業用機械等が9,675台となっており、取得計画（農用地8,211ha、農業用機械等9,901台）に対して、達成率は99.4%、97.7%とそれぞれ高い水準となった。上記のように、取得計画に対し、100%の達成状況とはなっていないが、農用地については、準備金の積立額が取得額を満たしていたとしても、計画の農用地が取得可能になるとは限らない状況の中で、9割以上の達成率となっており、農業用機械等についても、ほぼ計画通りの取得実績となっている。

・長期アウトカム

最終的な効果である担い手への農地集積率については、令和6年度実績が61.5%であり、目標の2030年までに担い手への農地集積率を70%とすることは未達成であるが、本目標は準備金制度だけで達成できるものではなく、

今後も農業経営基盤強化促進法に基づく取組を強力に推進するとともに、税制措置や予算措置等あらゆる手段を活用し、地域計画に沿った担い手への農地の集積・集約化を加速する必要がある。

以上のように、短期・中期アウトカムについては、概ね目標水準を達成しており、本特例措置は認定農業者等の担い手が対象交付金を農業用固定資産への投資に充てる行動変容を起こさせるための措置として有効に機能していると評価できる。一方、長期アウトカムについては現時点で未達成であるため、2030年までに担い手への農地集積率7割とする政策目的の達成に向けて引き続き本特例措置を講じていく必要がある。そのため、本特例措置の延長を要望することとした。

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 大臣官房政策課技術政策室

農林水産技術会議事務局研究推進課）

項 目 名	認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減の延長		
税 目	登録免許税（措法 80 の 3）		
要 望 の 内 容	【措置の概要】 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下、「スマート農業技術活用促進法」という。）の開発供給実施計画の認定を受けた事業者が、認定を受けた開発供給実施計画に従って会社の設立や出資の受入れ等を行った場合、登録免許税の軽減措置を適用することができる。 会社の設立・増資 7/1,000→3.5/1,000 合併による会社設立・増資 1.5/1,000→1/1,000 合併による会社設立・増資（純増部分）（資本金 3,000 億超を除く。）7/1,000→3.5/1,000 分割による会社設立・増資（資本金 3,000 億超を除く。）7/1,000→5/1,000 法人の設立・増資による不動産移転 20/1,000→16/1,000 法人の合併による不動産移転 4/1,000→2/1,000 法人の分割による不動産移転 20/1,000→4/1,000 【要望の内容】 適用期限を 3 年延長する。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 人口の減少、高齢化の進展、農業技術の分野における情報通信技術等の技術革新の進展その他の我が国の農業を取り巻く環境の著しい変化に伴い、農業の生産性の向上に不可欠であるスマート農業技術等を導入して農産物の生産、流通及び販売の方式の革新を図ることの重要性が増大している。このことから、スマート農業技術等の開発・供給に関する取組を行う者に対して、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及を促進するための措置を講ずることにより、農業の生産性の向上を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 今後約 20 年間で、現在の基幹的農業従事者の大半を占める 70 歳以上の年齢層がリタイアした後、農業者数は現在から大きく減少することが見込まれ、従来の生産方式等を前提とした農業生産では農業の持続性を確保できないおそれがある。 人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、生産性を飛躍的に向上させるスマート農業技術等の実用化を図りながら、産地の生産方式等の変革を進めることが急務であり、スマート農業技術等の開発・導入を一層加速することが不可欠となっている。 このため、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）の認定を受けた者に対して、スマート農業技術等の開発・供給の促進を図る本特例措置が必要である。 さらに、「食料・農業・農村基本計画」（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）においても、「「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律」（令和 6 年法律第 63 号）及び同法に基づく「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」（令和 6 年 9 月策定。以下「スマート農業技術活用促進基本方針」という。）に基づき、スマート農業技術の開発・普及を進める（中略）」と位置付けられている。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I - 1 我が国の食料供給 《政策分野》 ②食料自給力の確保
		政策の達成目標	経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を令和 12 年度までに 50%以上に向上させる。

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日から令和12年3月まで（3年間）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	スマート農業技術の活用割合について、2024年は約20%（参考値）、2025年は約26%（参考値）であり、着実に進捗している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和8年度 25件 令和9年度 45件 令和10年度 50件 令和11年度 25件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	スマート農業技術等の開発・供給については、生産現場において省力化等に対するニーズが高い一方で、その実用化が十分に進んでいない農作業が存在しており、同技術の実用化にはスタートアップ・異業種企業等の参入及び協業が必要である。農機メーカー、公設試、スタートアップ、異業種企業等の多様なプレーヤーの参入・協業に係る負担を軽減し、開発供給実施計画の円滑な推進を支援するためには、本特例措置による登記事項の変更に係る課税負担の軽減が効果的である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同じスマート農業技術活用促進法に基づく計画認定に係る税制特例措置として、「生産方式革新事業活動用資産等の特別償却」が措置されており、本特例措置と同様に、令和9年度税制改正要望にて延長要望を行う予定である。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	スマート農業技術開発・供給加速化対策 （令和7年度補正予算額：8,970百万円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記事業は、スマート農業技術等に係る研究開発を支援するものであり、会社の設立や出資の受入れなど、開発事業者自体への体制強化に活用できる支援策ではない。
		要望の措置の妥当性	本特例措置については、スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画を農林水産大臣が認定した場合に限り、適用することとしており、政策手段として妥当である。 スマート農業技術等の開発・供給を促進するためには、研究開発に係る負担を軽減する予算上の措置と、企業の体制強化を促す本特例措置を一体的に講じることが有効であり、本特例措置を存置する必要がある。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和6年度 1件 令和7年度 2件 【減収額】 令和6年度 4万円 令和7年度 28万円 本特例措置は主に機械等の供給の段階において、会社の設立・増資に係る活用を多く見込んでいる中、本措置は法律施行から間もないため、現段階では多くの開発供給実施計画において、スマート農業機械等の供給には至っていない状況である。このことから、適用件数及び減収額は限定的である。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	スマート農業技術等の開発・供給については、スタートアップ・異業種企業等の参入及び協業が重要であり、多様なプレイヤーの参入・協業に係る負担を軽減し、開発・供給を促進するためには本特例措置が有効である。 なお、「租税特別措置の適用実績」に記載の通り、令和7年度までの適用実績は3件であるが、認定済みの計画について、令和8年8月現在、税制特例の活用を予定している事例や相談を受けている事例が15件程度存在するほか、開発したスマート農業機械等を供給する段階で本特例措置の活用が増加すると見込んでおり、今後、十分な政策効果の発現が期待される。
	前回要望時の達成目標	スマート農業技術を活用した農業の生産性の向上を図り、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回の要望に際して、達成目標としてスマート農業技術の活用割合 2030 年に 50%という目標を設定した。それに対し実績は2025 年約 26%（参考値）となっており、今後、本特例措置等を活用したスマート農業技術の研究開発及びその成果の普及を推進することにより目標の達成を目指す。
これまでの要望経緯		令和6年度 創設

要望内容と自己点検の関係

措置名：認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減

自己点検においては、短期アウトカムの達成状況として、2024年度～2025年度における開発供給実施計画の認定数が50件（目標達成率62.5%）にとどまっている。その要因としては、スマート農業技術活用促進法の施行から間もなく、登録免許税の軽減措置のみならず、開発供給実施計画認定制度の認知が限定的であることが挙げられる。また、政策効果の観点からは、本特例措置は法律施行から間もない措置であり、現段階では多くの開発供給実施計画においてスマート農業機械等の供給には至っておらず、税制特例の効果の発現までには至っていないと評価されている。

一方で、新たな計画認定に加え、計画の進展に伴う体制強化等に係る税制特例の活用を見込んだ事例が認定されており、今後の活用事例の増加が見込まれることから、十分な政策効果の発現が期待される状況にある。

このため、本要望においては、引き続きスマート農業技術等の開発・供給を後押しするとともに、税制措置の活用に関してより一層の周知を図る観点から、本特例措置を単純延長することとした。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省経営局農地政策課）

項 目 名	農地政策の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	複数税目		
要 望 の 内 容	高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や荒廃農地の拡大が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の有効利用に繋がるよう、農地政策について今後具体的な見直しの検討を行うこととしており、これに伴い税制についても所要の措置を要望。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

(1) 政策目的

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や荒廃農地の拡大が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の有効利用につながるよう、令和5年に改正された農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を核とした担い手への農地の集積・集約化を進めるため、関連施策について見直しを行うとともに、税制面からも所要の措置を講ずる。

(2) 施策の必要性

令和6年に改正された食料・農業・農村基本法の基本理念の一つである「食料安全保障の確保」を実現する観点から、同法に基づき昨年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進するため、地域計画の継続的な見直しを支援するとともに、適正な農地利用の在り方を検討することとされたところ。

地域計画は、令和7年3月までに全国の約1万9千地区で策定されたところ。そのうち将来の農地の集約化の姿を明確にできた地区は1割程度であることから、引き続き、地域の話合いを継続し、地域計画の完成度を高め、農地の集積・集約化を着実に進めていくことが重要となっている。

また、地域計画に基づく農地の集積・集約化に向けては、地域計画の策定や現場活動を行う市町村等との適切な役割の下、農地バンクにしっかりと農地を中間管理する機能を発揮させる必要がある。

さらに、農地所有者の高齢化に伴い、農地の相続の増加が見込まれる中、農地の管理・利用への関心が低い不在村農地所有者の増加等により、農地の利用意向の把握や権利設定が困難となるなど、地域計画の継続的な見直しや農地の集積・集約化の支障となることが懸念されることから、相続等に伴う不在村農地所有者対策について、早急な対応が必要である。

このため、関連施策の見直しについて検討を行い、税制面からも所要の措置を講じることを要望するものである。

○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（望ましい農業構造の確立）

第26条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（農地の確保及び有効利用）

第28条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

○ 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 我が国の食料供給

2 食料自給力の確保

（2）サステナブルな農業構造への転換に向けた具体的取組

① 地域計画を核とする取組

ア 地域計画に基づく担い手の育成・確保

（前略）地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ、農業を副業的に営む経営体など多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、地域において自

		立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地の保全や集落機能の維持を推進する。（中略）こうした取組の推進に当たっては、地域計画をベースとして、地域が自らの実情を客観的に捉え直す必要があり、国は地方機関との緊密な連携の下、市町村における地域計画の継続的なブラッシュアップや実現に向けた取組をプッシュ型で支援する。（後略） イ 地域計画の分析・検証と適正な農地利用の在り方の検討 （前略）不在村の農地所有者が増加すると、その所有農地の利用が困難になるおそれがあるため、地域計画の枠組みにおいて、所有者だけでなく相続人まで意向を把握し、相続前における権利移転の促進や、相続発生時点で農地の適正利用を確保する新たな方策を検討する。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 我が国の食料供給 《政策分野》 食料自給力の確保
		政策の達成目標	令和12年度の担い手への農地集積率が7割
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	担い手への農地集積率を7割に拡大していく。
	有効性	政策目標の達成状況	令和8年3月末における担い手への農地集積率は62.1%。
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			—

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省新事業・食品産業部企画グループ）

（農林水産省農産局技術普及課）

（農林水産省畜産局企画課）

（農林水産省経営局金融調整課）

（林野庁林政部経営課）

（水産庁漁政部水産経営課）

項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等				
税目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3				
要望の内容	政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。 <table border="1" data-bbox="887 1173 1501 1344"> <tr> <th>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</th><th>精査中 (▲57,600 百万円)</th></tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td><td>(ー百万円)</td></tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 (▲57,600 百万円)	(改正増減収額)	(ー百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 (▲57,600 百万円)				
(改正増減収額)	(ー百万円)				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や、中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 中小企業の資本装備率及び資本生産性については、足元で上昇傾向が見られるものの、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。 このため、こうした上昇傾向を維持するだけでなく、更なる成長につなげていくためにも、特別償却等の税制上の強力な措置を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。				

今回の要望（租税特別措置）に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 Ⅰ-1 我が国の食料供給 Ⅰ-3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム Ⅱ 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 Ⅲ 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 Ⅰ-② 食料自給力の確保 Ⅰ-⑬ 食品産業 Ⅱ-② 林業の持続的かつ健全な発展 Ⅱ-③ 林産物の供給及び利用の確保 Ⅲ-③ 漁村の活性化の推進												
		政策の達成目標	中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業の労働生産性を、令和8年度から5年間で 15%向上させる。（中小企業庁 KPI）												
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）												
		同上の期間中の達成目標	中小企業の労働生産性を、令和9年度からの2年間で6%向上させる。 （中小企業 KPI を2年換算した数値）												
		政策目標の達成状況	税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で 6.6%向上している状況。なお、第44回中小企業政策審議会（令和8年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で 12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。 他方で、中小企業者等の設備投資状況等は、回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、更なる後押しが必要な状況。また、金利のある経済や中東情勢の緊迫化等への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となっている。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促し、中小企業の労働生産性を向上させ、中小企業の稼ぐ力を強化し、労働生産性を令和8年度から5年間で 15%向上させるためにも、引き続き措置が必要。 資本装備率の達成状況 （短期アウトカム） <table><tr><th>項目</th><th>数値</th></tr><tr><td>税制適用者（2カ年平均）</td><td>23.0%</td></tr><tr><td>目標値（1年間）</td><td>23.0%</td></tr></table> 労働生産性の達成状況 （中期・長期アウトカム） <table><tr><th>項目</th><th>数値</th></tr><tr><td>税制適用者（2カ年平均）</td><td>4.8%</td></tr><tr><td>中期アウトカム目標値（R8年度～R10年度（3年間））</td><td>9.0%</td></tr><tr><td>長期アウトカム目標値（R8年度～R12年度（5年間））</td><td>15.0%</td></tr></table>	項目	数値	税制適用者（2カ年平均）	23.0%	目標値（1年間）	23.0%	項目	数値	税制適用者（2カ年平均）	4.8%	中期アウトカム目標値（R8年度～R10年度（3年間））	9.0%
項目	数値														
税制適用者（2カ年平均）	23.0%														
目標値（1年間）	23.0%														
項目	数値														
税制適用者（2カ年平均）	4.8%														
中期アウトカム目標値（R8年度～R10年度（3年間））	9.0%														
長期アウトカム目標値（R8年度～R12年度（5年間））	15.0%														

		中小企業の労働生産性の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>労働生産性 (指数)</th></tr></thead><tbody><tr><td>2012年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>5.33</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>5.42</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>5.62</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>5.45</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>5.34</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>5.55</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>5.86</td></tr></tbody></table> (出典) 財務省「法人企業統計」より作成。 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※付加価値÷期中平均従業員数	年度	労働生産性 (指数)	2012年度	5.27	2013年度	5.33	2014年度	5.42	2015年度	5.56	2016年度	5.56	2017年度	5.62	2018年度	5.45	2019年度	5.34	2020年度	5.20	2021年度	5.27	2022年度	5.43	2023年度	5.55	2024年度	5.86
年度	労働生産性 (指数)																													
2012年度	5.27																													
2013年度	5.33																													
2014年度	5.42																													
2015年度	5.56																													
2016年度	5.56																													
2017年度	5.62																													
2018年度	5.45																													
2019年度	5.34																													
2020年度	5.20																													
2021年度	5.27																													
2022年度	5.43																													
2023年度	5.55																													
2024年度	5.86																													
有効性	要望の措置の適用見込み	適用期間内における適用件数見込み 令和9年度 54,970 件 令和10年度 55,135 件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計																												
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本装備率を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、税制適用を受けた令和7年度、令和8年度のいずれかの年度単年で51.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。																												

	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和4年度：50,593件 令和5年度：52,033件 令和6年度：54,478件 【減収額】 令和4年度：463億円 令和5年度：515億円 令和6年度：566億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の6、第68条の11 適用件数：特別償却 20,696件 税額控除 33,782件 適用額：特別償却 1,987億円 税額控除 239億円 ※令和6年度の適用状況
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和8年4月10日）において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、同程度の設備投資を実施した企業群を比較すると、税制適用企業の資本装備率向上率は23.0%であり、非適用企業の10.1%を大きく上回ってお

		り、本措置が設備投資を後押しする直接的な効果が確認されている。さらに、税制適用企業の労働生産性は2カ年平均で4.8%向上しており、生産性向上にも一定の成果が認められ、本措置が資本装備率及び労働生産性の向上に寄与することが確認されている。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和9年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf さらには、令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で過去実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されており、同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf
	前回要望時の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5ポイント程度の水準を維持する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	① 設備投資対キャッシュフロー比率：約 50%（精査中） ② 設備投資実施企業割合の向上：約 35% ③ 生産・営業用設備 DI：▲5ポイント程度 ②設備投資実施企業割合及び③生産・営業用設備 DI は好転の兆しもあり、前回要望時の目標を達成しているが、人手不足や、中東情勢の緊迫化等を受けた物価高・価格転嫁が重荷になり、①設備投資対キャッシュフロー比率については、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済等の対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。
これまでの要望経緯		平成 10 年度 「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上） 平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長） 平成 13 年度 10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ

平成 18 年度	2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）
平成 20 年度	2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長）
平成 22 年度	2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長）
平成 24 年度	2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）
平成 26 年度	3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）
平成 29 年度	上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長）
令和元年度	2 年間の延長 （令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）
令和 3 年度	2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。
令和 5 年度	2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。
令和 7 年度	2 年間の延長

要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等

○自己点検の結果、短期アウトカムについては、今般新たに目標値（令和7年度または令和8年度のいずれかの1年間で資本装備率23.0%向上）を策定しており、税制適用者の2カ年平均（令和4年度及び令和5年度）で単年23.0%向上している状況。税制非適用者（10.1%向上）を上回っていることから、本措置により、中小企業の設備投資を促進し、生産性向上に資する設備導入を後押しする効果が見込まれる。

一方で、中期・長期アウトカムである労働生産性については、令和8年度以降を目標値として策定しており、引き続き効果検証を実施する必要がある。（中期アウトカムとして、令和8年度から3年間で労働生産性9.0%向上を策定。長期アウトカムとして、令和8年度から5年間で労働生産性15.0%向上を策定。）

なお、税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で4.8%向上している状況であり、第44回中小企業政策審議会（令和8年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。

こうした自己点検結果を踏まえ、中小企業のさらなる設備投資の促進や財務基盤を支えるための中小企業投資促進税制について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省新事業・食品産業部企画グループ）

（農林水産省農産局技術普及課）

（農林水産省畜産局企画課）

（農林水産省経営局金融調整課）

（林野庁林政部経営課）

（水産庁漁政部水産経営課）

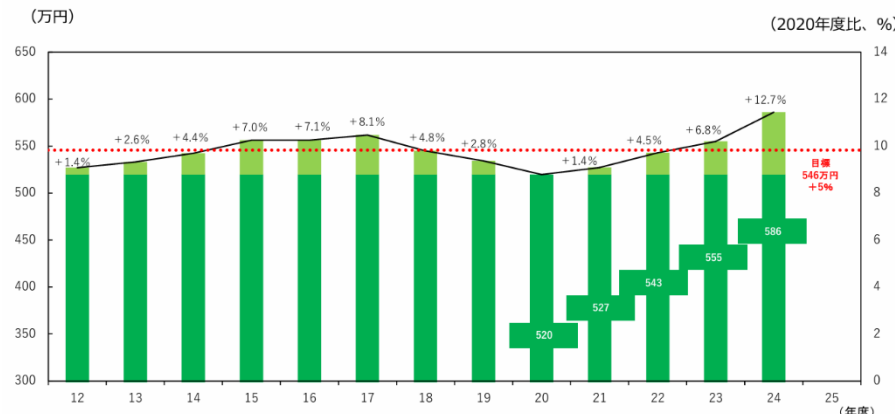
項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等		
税目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9		
要望の内容	幅広い成長志向型の企業の更なる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、企業の生産性向上投資を促す観点から、経営規模拡大設備の適用要件の柔軟化等、インセンティブの強化を行う。 各類型の活用実績や対象設備の政策効果等を踏まえ、メリハリをつけた見直しを行った上で、適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	（精査中）百万円 （▲85,800 百万円） （ ▲4,000 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や、中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 中小企業の資本生産性については向上しつつあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、成長志向型の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのための成長投資ができる経営基盤を整えていく。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 Ⅰ－１ 我が国の食料供給 Ⅰ－３ 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム Ⅱ 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 Ⅲ 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 Ⅰ－② 食料自給力の確保 Ⅰ－⑬ 食品産業 Ⅱ－② 林業の持続的かつ健全な発展 Ⅲ－③ 漁村の活性化の推進
		政策の達成目標	我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業の労働生産性を５年間で１５％向上させる。（中小企業庁 KPI）

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）																																								
		同上の期間中の達成目標	中小企業の労働生産性を、令和9年度からの2年間で6%向上させる。 （中小企業庁 KPI）																																								
		政策目標の達成状況	税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で6.6%向上している状況。なお、第44回中小企業政策審議会（令和8年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。 他方で、中小企業者等の設備投資状況等は好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、更なる後押しが必要な状況。また、金利のある経済等への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。 資本装備率の達成状況 （短期アウトカム） <table><caption>資本装備率の達成状況</caption><thead><tr><th>項目</th><th>達成率</th></tr></thead><tbody><tr><td>税制適用者（2カ年平均）</td><td>23.0%</td></tr><tr><td>目標値（1年間）</td><td>23.0%</td></tr></tbody></table> 労働生産性の達成状況 （中期・長期アウトカム） <table><caption>労働生産性の達成状況</caption><thead><tr><th>項目</th><th>達成率</th></tr></thead><tbody><tr><td>税制適用者（2カ年平均）</td><td>4.8%</td></tr><tr><td>中期アウトカム目標値（R8年度～R10年度（3年間））</td><td>9.0%</td></tr><tr><td>長期アウトカム目標値（R8年度～R12年度（5年間））</td><td>15.0%</td></tr></tbody></table> 中小企業の労働生産性の推移 <table><caption>中小企業の労働生産性の推移</caption><thead><tr><th>年度</th><th>労働生産性</th></tr></thead><tbody><tr><td>2012年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>5.33</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>5.42</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>5.62</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>5.45</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>5.34</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>5.55</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>5.86</td></tr></tbody></table> （出典）財務省「法人企業統計」より作成。 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※付加価値÷期中平均従業員数	項目	達成率	税制適用者（2カ年平均）	23.0%	目標値（1年間）	23.0%	項目	達成率	税制適用者（2カ年平均）	4.8%	中期アウトカム目標値（R8年度～R10年度（3年間））	9.0%	長期アウトカム目標値（R8年度～R12年度（5年間））	15.0%	年度	労働生産性	2012年度	5.27	2013年度	5.33	2014年度	5.42	2015年度	5.56	2016年度	5.56	2017年度	5.62	2018年度	5.45	2019年度	5.34	2020年度	5.20	2021年度	5.27	2022年度	5.43	2023年度	5.55
項目	達成率																																										
税制適用者（2カ年平均）	23.0%																																										
目標値（1年間）	23.0%																																										
項目	達成率																																										
税制適用者（2カ年平均）	4.8%																																										
中期アウトカム目標値（R8年度～R10年度（3年間））	9.0%																																										
長期アウトカム目標値（R8年度～R12年度（5年間））	15.0%																																										
年度	労働生産性																																										
2012年度	5.27																																										
2013年度	5.33																																										
2014年度	5.42																																										
2015年度	5.56																																										
2016年度	5.56																																										
2017年度	5.62																																										
2018年度	5.45																																										
2019年度	5.34																																										
2020年度	5.20																																										
2021年度	5.27																																										
2022年度	5.43																																										
2023年度	5.55																																										
2024年度	5.86																																										

		要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和9年度 20,744 件 令和10年度 20,806 件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本生産性を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、令和7年度から2年間で3.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるとされている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額 上記の予算上の措置等と要望項目との関係	— —

		要望の措置 の 妥 当 性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	【適用件数】 令和４年度：22,569 件 令和５年度：21,178 件 令和６年度：20,558 件 【減収額】 令和４年度：892 億円 令和５年度：857 億円 令和６年度：858 億円
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	租税特別措置法の条項：第 42 条の 12 の 4、第 68 条の 15 の 5 適用件数：特別償却 12,891 件 税額控除 7,667 件 適用額：特別償却 4,792 億円 税額控除 138 億円 ※令和６年度の適用状況
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和８年４月１０日）において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、本税制の政策効果等としては、「同程度の設備投資を実施した中小企業の、令和４年度及び令和５年度の２カ年平均での資本生産性の伸び率を算出し、税制適用者と非適用者を比較すると、税制適用者は 1.8%向上していたのに対し、非適用者は 0.7%に留まった。税制適用者の資本生産性は、非適用者よりも高くなっており、一定効果があった。」と評価している。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和９年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf さらには、令和５年度に総務省と政策所管府省と共同で過去実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されており、同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 ※公表ページ 総務省ホームページ

		租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf
	前回要望時の達成目標	労働生産性を 2020 年度比で 5 % 向上
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	第 44 回中小企業政策審議会（令和 8 年 3 月 27 日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和 2 年度比 4 年間（令和 6 年度まで）で 12.7% 向上しており、年平均約 3 % 向上しており、前回要望時点の達成目標については、達成することが見込まれている。 今般新たに設定した中小企業庁 KPI として、中小企業の労働生産性を令和 8 年度から 5 年間で 15% 向上させることを目標に設定しているため、引き続き設備投資の更なる促進が必要となってくる。  資料：財務省「法人企業統計」を基に作成。
これまでの要望経緯	平成 26 年度 平成 29 年度 令和元年度 令和 2 年度 令和 3 年度 令和 5 年度 令和 7 年度	中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長（適用期間は令和 3 年 3 月末まで） 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長（適用期間は令和 5 年 3 月末まで） 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外 2 年間の延長（令和 9 年 3 月末までの適用期限の延長）、100 億企業を目指す中小企業に対する拡充措置の創設、C 類型の廃止

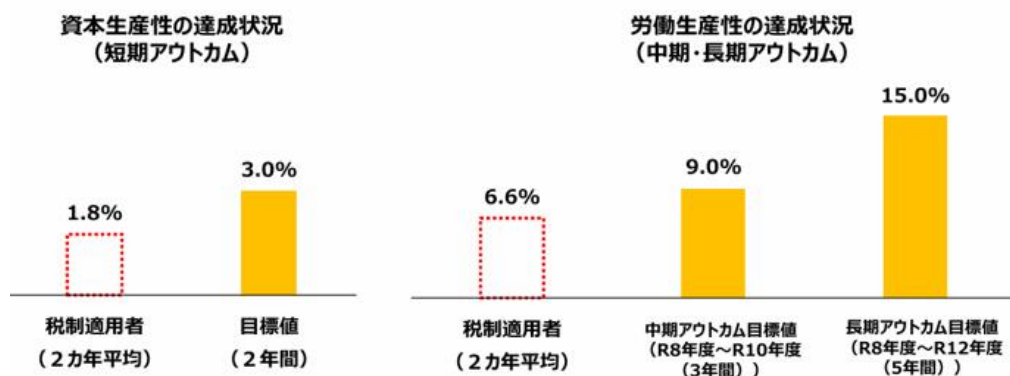
要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等

○自己点検の結果、中小企業経営強化税制の短期アウトカムである「資本生産性」については、令和7年度から2年間での目標値3.0%に対し、令和4年度及び令和5年度の2か年平均での実績は1.8%向上と未達であったものの、税制適用者の資本生産性向上率は非適用者（0.7%向上）を大きく上回っており、本税制による設備投資促進を通じた生産性向上効果が確認された。

また、中期・長期アウトカムである労働生産性についても、税制適用者では、令和4年度及び令和5年度の2か年平均で6.6%向上しており、中小企業全体の生産性向上に一定の寄与をしていることが認められた一方、政府目標である令和8年度から「3年間で9%向上」、「5年間で15%向上」の達成に向けては、依然として生産性向上を後押しする取組が必要な状況である。

このため、今回の要望では、単純な延長ではなく、限られた政策資源をより効果の高い設備投資へ重点化する観点から制度の見直しを行い、生産性向上効果が高い設備への後押しを維持・強化することとしている。自己点検において確認された「税制適用者の方が非適用者よりも高い生産性向上を実現している」という政策効果を踏まえつつ、政府全体の生産性向上目標の達成に向けて制度の実効性を一層高める内容として要望に反映した。



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

※1 資本生産性＝付加価値額／有形固定資産

※2 付加価値額＝営業利益＋人件費＋支払利息等＋賃借費＋租税公課

※3 労働生産性＝付加価値額／従業員数

※4 資本生産性の向上率は、令和5年度に中小企業経営強化税制を適用した者の資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和4年度の向上率を算出して、その2か年平均としている。(令和5年度：N=217、令和4年度：N=256)

※5 労働生産性の向上率は※4の資本生産性の向上率と同様の方法で算出している。(令和5年度：N=216、令和4年度：N=255)

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省農村振興局地域振興課）

項 目 名	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	《現行制度の概要》 個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。 ○対象事業：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ○割増償却対象設備：機械及び装置、建物及び附属設備、構築物 ○割増償却期間：5 年間 ○割増償却限度額：・機械・装置 普通償却限度額の 32% ・建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48% 《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとする。		
	《関係条項》 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 23 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－百万円 （▲300 百万円の内数） （－百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 過疎対策については、昭和 45 年以来、5 次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和 3 年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 この施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。 以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。 (2) 施策の必要性 過疎地域における民間事業者の設備投資を促進する中で雇用機会の拡充を図ることが必要である。 具体的には、過疎地域で重要な役割を果たし、かつ雇用機会の拡充について有効な製造業等について、設備投資が円滑に行われるようにするとともに、過疎地域が有する観光資源や農林水産物等を活用した産業、あるいは地理的な条件を受けにくい情報サービス業等を創出する取組を行う民間事業者を支援する必要がある。 本特例措置は、過疎地域において民間事業者が行う製造業や旅館業等の設備投資を促し、雇用機会の拡充を図ることを目的とする措置であり、過疎対策の重要性に鑑みれば、国として講じていくべき必要な施策であることから、2 年間の期間の延長を要望するものである。 【「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）】 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 (3) 強い地域経済の構築 (個性を活かした地域づくり) 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 【食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）】 V 農村の振興 5 中山間地域等の振興 中山間地域等の条件不利地域は他の地域と比較して、人口減少や高齢化が急激に進行しており、担い手不足や集落機能の低下等厳しい状況に置かれている。 このため、中山間地域等が直面している様々な課題を克服し、中山間地域等の農業を振興するため、それぞれの地域の実情に応じて、農業を「支える」ための施策、農業で「稼ぐ」ための施策と、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を併せてパッケージとして一体的に実施する。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】 ○第4条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 （略） 二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。 ○第23条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。 【政策評価体系における位置付け】 [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] I－5 農村の振興 [政策分野] 23 中山間地域等の振興
		政策の達成目標	上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域における新規雇用の創出及び事業所数の減少の抑制等を目標とする。 ○測定指標：本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 ○補助指標：①本特例の適用を受けた事業者による設備投資額 ②過疎地域における事業所数 ③過疎地域における企業立地件数

			●目標値：本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を 350 人以上とする。（各年度 175 人以上とする。） ●補助指標の目標値： ①本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）に本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を 435 億円とする。 ②令和 6 年度から令和 10 年度までの過疎地域の事業所数の年平均増減率と全国の事業所数の年平均増減率との差について、令和 3 年度から令和 6 年度までの同差（▲1.4 ポイント）を上回らないことを目標とする。 ③企業立地数については、令和 10 年度時点で令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間と同水準（781 件）の立地数を目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）を目標とする。 また、本措置の直接的効果を多面的に補足するため、補助指標として、本特例を活用した設備投資額の拡大、全国の事業所数に対する過疎地域の事業所数の減少の抑制及び企業立地数の維持を目標とする。 具体的には、本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を 350 人以上とする。 加えて、本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）に本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を 435 億円以上とし、本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）の過疎地域における事業所数の年平均増減率について、全国の事業所数の年平均増減率との差が、令和 3 年度から令和 6 年度までの同差（▲1.4 ポイント）を上回らないこととする。また、企業立地数については、令和 10 年度時点で令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間と同水準（781 件）の立地数を目標とする。
		政策目標の達成状況	○前回要望時の目標 (1) 過疎地域の事業所数について、今後 5 年間の増減率が直近 5 年間の増減率を上回ることを目標とし、令和 8 年度事業所数＝52,983 件（5 年間の増減率が▲11%）とする。 (2) 企業立地数については、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間と同水準（665 件）の立地数を目標とする。 (3) 「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」（5 事業者、57 人）を維持する。

○達成状況

- ・過疎地域における令和３年度から令和８年度の事業所数の増減率

令和８年度事業所数の目標（52,983 件）については、「経済センサス活動調査」の全国の実業所数を用いて推計していたが、その後「日本標準産業分類」の改定等が行われており、経済センサス等における全国事業所の減少要因を把握することが困難な状況となっている。

なお、経済センサス調査等から把握できる「全国の実業所数」及び「過疎地域の実業所数」は下記のとおり。前回目標に対応する令和３年度から５年間の増減率（推計）は、全国▲20.0%、過疎地域▲25.3%となっている。

	A		B	
	H 2 8		R 3	
				B/A－1 (%)
過疎地域の実業所数 (C・D推計)	66,850		59,464	▲11.0
全国の実業所数 (D推計)	562,519		528,973	▲6.0
出典等	H 2 8 センサス		R 3 センサス	

	C		D	
	R 6		R 8	
		C/B－1 (%)		D/B－1 (%)
過疎地域の実業所数 (C・D推計)	49,812	▲16.2	44,439	▲25.3
全国の実業所数 (D推計)	462,903	▲12.5	423,432	▲20.0
出典等	R 6 経済構造実態調査		(推計)	

- ・過疎地域における企業立地数

	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
製造業	185	180	215	193	176	190	190	190
非製造業	465	563	730	581	614	591	591	591
合計	650	743	945	774	790	781	781	781

※下線を付した年度は推計値。

		・この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数 <table><tr><td>年度</td><td>この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数</td></tr><tr><td>R 4</td><td>5 事業者（57 人）</td></tr><tr><td>R 5</td><td>7 事業者（96 人）</td></tr><tr><td>R 6</td><td>8 事業者（43 人）</td></tr><tr><td>R 7</td><td>3 事業者（9 人）</td></tr><tr><td>R 8</td><td>6 事業者（51 人）</td></tr></table> ※下線を付した年度は推計値。 《所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性》 ・過疎地域の事業所数は令和 8 年度の目標達成に至らない見込みであるが、過疎地域における事業所数減少が継続していることに変わりはなく、事業基盤の維持・確保は依然として重要な課題である。このため、過疎地域における設備投資及び事業活動の活性化を図る観点から、本特例措置については引き続き実施する必要がある。 ・企業立地数については、令和 6 年度から令和 8 年度の数値が所期の達成目標を上回る見込みであり、概ね有効な手段であったと評価できる。 ・「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」については、年度により、所期の達成目標の達成・未達があるものの、目標としていた令和 4 年度の数値と同程度の水準で推移しており、概ね有効な手段であったと評価できる。 ・上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充及び新規雇用の創出を図る必要がある。	年度	この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数	R 4	5 事業者（57 人）	R 5	7 事業者（96 人）	R 6	8 事業者（43 人）	R 7	3 事業者（9 人）	R 8	6 事業者（51 人）								
年度	この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数																					
R 4	5 事業者（57 人）																					
R 5	7 事業者（96 人）																					
R 6	8 事業者（43 人）																					
R 7	3 事業者（9 人）																					
R 8	6 事業者（51 人）																					
有効性	要望の措置の適用見込み	【適用見込（件数・金額）、減収見込み】 <table><tr><td>年度</td><td>適用件数</td><td>適用額 （千円）</td><td>減収見込み （千円）</td></tr><tr><td>R 7</td><td>182</td><td>1, 897, 714</td><td>440, 270</td></tr><tr><td>R 8</td><td>189</td><td>1, 970, 703</td><td>457, 203</td></tr><tr><td>R 9</td><td>189</td><td>1, 970, 703</td><td>457, 203</td></tr><tr><td>R 10</td><td>189</td><td>1, 970, 703</td><td>457, 203</td></tr></table>	年度	適用件数	適用額 （千円）	減収見込み （千円）	R 7	182	1, 897, 714	440, 270	R 8	189	1, 970, 703	457, 203	R 9	189	1, 970, 703	457, 203	R 10	189	1, 970, 703	457, 203
	年度	適用件数	適用額 （千円）	減収見込み （千円）																		
R 7	182	1, 897, 714	440, 270																			
R 8	189	1, 970, 703	457, 203																			
R 9	189	1, 970, 703	457, 203																			
R 10	189	1, 970, 703	457, 203																			
	要望の措置の効果見込	本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される																				

		み(手段としての有効性)	効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。 ●新規雇用者数 <table><tr><td></td><td>年度</td><td>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)</td><td>本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数(人)</td><td>本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数(人)</td></tr><tr><td rowspan="3">見込み</td><td>R 8</td><td>175 人</td><td>80 人</td><td>51 人</td></tr><tr><td>R 9</td><td>175 人</td><td>80 人</td><td>51 人</td></tr><tr><td>R10</td><td>175 人</td><td>80 人</td><td>51 人</td></tr></table> ※算出方法：各年度について、令和4年度から令和7年度の実績の平均値と同数と見込んだ。 ●設備投資額 <table><tr><td></td><td>年度</td><td>本特例の適用を受けた事業者による設備投資額</td><td>本特例措置を「資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となる」として活用した事業者による設備投資額</td><td>本特例措置がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」「当該設備等に関する取得等を遅らせた」などと回答した事業者による設備投資額</td></tr><tr><td rowspan="3">見込み</td><td>R 8</td><td>217.5 億円</td><td>110.7 億円</td><td>64.6 億円</td></tr><tr><td>R 9</td><td>217.5 億円</td><td>110.7 億円</td><td>64.6 億円</td></tr><tr><td>R10</td><td>217.5 億円</td><td>110.7 億円</td><td>64.6 億円</td></tr></table> ※算出方法：令和4年度から令和7年度の実績の単年度平均と同数と推計。 ●事業所の増減率 〈過疎地域〉 令和6年度：49,812 事業所 令和10年度：39,390 事業所（推計値） (39,390－49,812)/49,812÷▲0.209＝▲20.9％（4年間の増減率） (1-0.209)^(1/4)-1÷▲0.057＝▲5.7％（年平均増減率）		年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数(人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数(人)	見込み	R 8	175 人	80 人	51 人	R 9	175 人	80 人	51 人	R10	175 人	80 人	51 人		年度	本特例の適用を受けた事業者による設備投資額	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となる」として活用した事業者による設備投資額	本特例措置がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」「当該設備等に関する取得等を遅らせた」などと回答した事業者による設備投資額	見込み	R 8	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円	R 9	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円	R10	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円
	年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数(人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数(人)																																			
見込み	R 8	175 人	80 人	51 人																																			
	R 9	175 人	80 人	51 人																																			
	R10	175 人	80 人	51 人																																			
	年度	本特例の適用を受けた事業者による設備投資額	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となる」として活用した事業者による設備投資額	本特例措置がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」「当該設備等に関する取得等を遅らせた」などと回答した事業者による設備投資額																																			
見込み	R 8	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円																																			
	R 9	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円																																			
	R10	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円																																			

		〈全国〉 令和 6 年度：462, 903 事業所 令和 10 年度：388, 273 事業所（推計値） (388, 273－462, 903)/462, 903÷▲0. 161＝▲16. 1%（4 年間の増減率） (1-0. 161)^(1/4)-1÷▲0. 043＝▲4. 3%（年平均増減率） ・年平均増減率について、過疎地域の数値と全国の数値の差 ▲5. 7%－▲4. 3%=▲1. 4 ポイント ●企業立地数 〈直近 5 年間〉 <table><tr><td></td><td>R 元</td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>平均</td></tr><tr><td>製造業</td><td>185</td><td>180</td><td>215</td><td>193</td><td>176</td><td>190</td></tr><tr><td>非製造業</td><td>465</td><td>563</td><td>730</td><td>581</td><td>614</td><td>591</td></tr><tr><td>合計</td><td>650</td><td>743</td><td>945</td><td>774</td><td>790</td><td>781</td></tr></table> 〈今後 5 年間の見込〉 <table><tr><td></td><td>R 6</td><td>R 7</td><td>R 8</td><td>R 9</td><td>R 10</td></tr><tr><td>製造業</td><td>190</td><td>190</td><td>190</td><td>190</td><td>190</td></tr><tr><td>非製造業</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td></tr><tr><td>合計</td><td>781</td><td>781</td><td>781</td><td>781</td><td>781</td></tr></table>		R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	平均	製造業	185	180	215	193	176	190	非製造業	465	563	730	581	614	591	合計	650	743	945	774	790	781		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	製造業	190	190	190	190	190	非製造業	591	591	591	591	591	合計	781	781	781	781	781
	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	平均																																																
製造業	185	180	215	193	176	190																																																
非製造業	465	563	730	581	614	591																																																
合計	650	743	945	774	790	781																																																
	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10																																																	
製造業	190	190	190	190	190																																																	
非製造業	591	591	591	591	591																																																	
合計	781	781	781	781	781																																																	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 地方税の減収補填措置（事業税、不動産取得税、固定資産税）（過疎法第 24 条）																																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	過疎地域持続的発展支援交付金（継続） （令和 9 年度概算要求額 11. 2 億円）																																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	過疎地域持続的発展支援交付金は、 ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、専門人材や I C T 等技術を活用して行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」 ・ 過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「I C T 等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」																																																				

			・都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」 ・過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」 に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。 一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。																						
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。 過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、過疎地域における設備等の取得等などの事業者の活動を支援することで、雇用機会の拡充を図る必要性は引き続き存在することから、そのインセンティブとなる本特例措置を継続する必要がある。 なお、本特例措置の対象業種は、地域における雇用の増大に特に寄与する業種を対象としており、無差別に適用されるものではないことから、必要最小限の措置である。 ※1件あたり減収額は約 242 万円であり、事務コストを考慮すると、補助金で交付する事は非効率と考える。 (令和6年度1件あたり減収額) $295,130 \text{ 千円} \div 122 \text{ 件} = 2,419 \text{ 千円}$ (千円未満四捨五入)																						
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用実績（件数・金額）、減収額】																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>適用件数</th><th>適用額 (千円)</th><th>減収額 (千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td><td>31</td><td>127,179</td><td>29,506</td></tr> <tr> <td>R 4</td><td>82 (89)</td><td>568,480 (365,167)</td><td>131,887 (84,719)</td></tr> <tr> <td>R 5</td><td>121 (147)</td><td>1,248,548 (603,141)</td><td>289,663 (139,929)</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>122 (205)</td><td>1,272,112 (841,115)</td><td>295,130 (195,139)</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>182 (263)</td><td>1,897,714 (1,079,089)</td><td>440,270 (250,349)</td></tr> </tbody> </table>		年度	適用件数	適用額 (千円)	減収額 (千円)	R 3	31	127,179	29,506	R 4	82 (89)	568,480 (365,167)	131,887 (84,719)	R 5	121 (147)	1,248,548 (603,141)	289,663 (139,929)	R 6	122 (205)	1,272,112 (841,115)	295,130 (195,139)	R 7	182 (263)
年度	適用件数	適用額 (千円)	減収額 (千円)																						
R 3	31	127,179	29,506																						
R 4	82 (89)	568,480 (365,167)	131,887 (84,719)																						
R 5	121 (147)	1,248,548 (603,141)	289,663 (139,929)																						
R 6	122 (205)	1,272,112 (841,115)	295,130 (195,139)																						
R 7	182 (263)	1,897,714 (1,079,089)	440,270 (250,349)																						
		※括弧書き：前回要望時に見込んだ適用件数・金額、減収額等																							

※令和7年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」がまだ発表されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数としている。

《前回要望時の将来予測と適用件数等がかい離している原因》

- ・適用件数の実績値が前回要望時の将来予測とかい離している要因として、本税制の適用に必要な市町村による「確認書」の発行を受けた事業者のうち、決算赤字となった事業者が最終的に本制度を活用しなかったことが挙げられる（赤字のため制度を活用しなかった事業者数：令和4年度（前回評価時）14事業者、令和7年度78事業者）。
- ・なお、実際の適用件数に加え、確認書発行後に決算赤字を理由として制度を活用しなかった事業者を含めると、前回評価時の将来予測の水準となる。

年度	前回予測	適用実績 (A)	赤字のため制度を 活用しなかった 事業者の件数 (B)	合計 (C=A+B)
R 4	89 件	82 件	14 件	96 件
R 5	147 件	121 件	49 件	170 件
R 6	205 件	122 件	53 件	175 件
R 7	263 件	182 件	78 件	260 件

※過疎対策室独自調査により算出。

- ・また、適用額が前回要望時の将来予測とかい離した要因として、大規模な設備投資を実施する事業者の割合が増加したことが挙げられる。
- ・前回要望時点で把握していた実績では、大規模な設備投資を行った事業者の割合が現在より低く、1件当たりの適用額も実績値より少なく見積もられていた。そのため、実際の適用額との間にかい離が生じた。

年 度	設備取得価額ごとの活用件数			
	500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上 2000 万円未満	2000 万円以上 1 億円未満	1 億円以上
R 4	7 (7.9%)	5 (5.6%)	74 (83.1%)	3 (3.4%)
R 5	9 (7.1%)	9 (7.1%)	55 (43.3%)	54 (42.5%)
R 6	17 (10.7%)	11 (6.9%)	75 (47.2%)	56 (35.2%)
R 7	15 (8.2%)	14 (7.7%)	78 (42.9%)	75 (41.2%)

※過疎対策室独自調査により算出。

《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であることの理由》

上記のとおり前回要望時の見込みと適用実績に差は生じたが、後述「租税特別措置の適用による効果(手段としての有効

		性)」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。 ＜本特例措置の適用の偏りについて＞ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和３年第 204 回国会提出、令和４年第 208 回国会提出、令和５年第 211 回国会提出、令和６年第 213 回国会提出、令和７年第 217 回国会提出、令和８年第 221 回国会提出）によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない。 また、過疎対策室独自調査によれば、令和６年度・令和７年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は 58 市町村・35 道府県にわたっており、地域的にも偏りはない。 さらに、上記報告書（令和６年第 213 回国会提出、令和７年第 217 回国会提出、令和８年第 221 回国会提出）によれば、令和４年度～令和６年度における上位 10 社の適用額合計の割合は、それぞれ 67.8%、68.6%、65.6%であり、一部の事業者に偏って適用されるものではない。 引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	○根拠条文：租特法第 45 条第 3 項の表中第 1 号 ○適用件数：82 件（令和４年度） 121 件（令和５年度） 122 件（令和６年度） ○適用額：568,480 千円（令和４年度） 1,248,548 千円（令和５年度） 1,272,112 千円（令和６年度） ※本要望は、「特定地域における産業振興機械等の割増償却」のうち、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の一定の過疎地域及び過疎地域に準ずる地域のうち特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された地区」に係る部分である。

租税特別措置の適用による効果
(手段としての有効性)

●新規雇用者数

年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 (人)	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数 (人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数 (人)
R 4	202 人	102 人	57 人
R 5	270 人	128 人	96 人
R 6	120 人	70 人	43 人
R 7	108 人	19 人	9 人
R 8	175 人	80 人	51 人

●設備投資額

年度	本特例の適用を受けた事業者による設備投資額	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となる」として活用した事業者による設備投資額	本特例措置がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」「当該設備等に関する取得等を遅らせた」などと回答した事業者による設備投資額
R 4	380.0 億円	192.1 億円	179.8 億円
R 5	226.1 億円	85.5 億円	15.2 億円
R 6	140.1 億円	128.9 億円	19.7 億円
R 7	123.8 億円	36.3 億円	43.6 億円
R 8	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円

著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように設備投資及び雇用の確保の効果があつた。

また、過疎室独自調査結果によれば、本特例を適用した事業者からは、割増償却によって、雇用増加・維持を図ることができた、投資へ後押しになったなどの回答があり、本割増償却制

		度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できている。 さらに、仮に本特例制度がない場合、雇用を増加させなかった、当該設備投資をしなかった等の回答があり、上記にて述べてきた過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。 <table><tr><td>年度</td><td>この制度がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」などと回答した事業者数</td><td>制度活用事業者による新規雇用者のうち、市町村外からの転入者数</td></tr><tr><td>R 5</td><td>22 事業者</td><td>102 人</td></tr><tr><td>R 6</td><td>13 事業者</td><td>40 人</td></tr><tr><td>R 7</td><td>10 事業者</td><td>23 人</td></tr></table>	年度	この制度がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」などと回答した事業者数	制度活用事業者による新規雇用者のうち、市町村外からの転入者数	R 5	22 事業者	102 人	R 6	13 事業者	40 人	R 7	10 事業者	23 人
年度	この制度がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」などと回答した事業者数	制度活用事業者による新規雇用者のうち、市町村外からの転入者数												
R 5	22 事業者	102 人												
R 6	13 事業者	40 人												
R 7	10 事業者	23 人												
前回要望時の達成目標		①過疎地域の事業所数について、今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とし、R 8 事業所数＝52,983 件とする。 ②企業立地数については、令和元年度から令和5年度までの5年間と同水準（665 件）の立地を目標とする。 ③「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」（5 事業者、57 人）を維持する。												
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		【過疎地域の事業所数の増減率】 令和8年度事業所数の目標（52,983 件）については、「経済センサス活動調査」の全国の事業所数を用いて推計していたが、その後「日本標準産業分類」の改定が行われており、経済センサスにおける全国事業所の減少要因を把握することが困難な状況となっている。 なお、経済センサス調査等から把握できる「全国の事業所数」及び「過疎地域の事業所数」は下記のとおり。前回目標に対応する令和3年度から5年間の増減率（推計）は、全国▲20.0%、過疎地域▲25.3%となっている。												

			A		B			
			H 2 8		R 3	B/A－ 1 (%)		
		過疎地域の事業所数 (C ・ D 推計)	66, 850		59, 464	▲11. 0		
		全国の事業所数 (D 推計)	562, 519		528, 973	▲6. 0		
		出典等	H 2 8 センサス		R 3 センサス			

		C		D			
		R 6		R 8			
			C/B－ 1 (%)		D/B－ 1 (%)		
		過疎地域の 事業所数 (C ・ D 推計)	49, 812	▲16. 2	44, 439	▲25. 3	
		全国の 事業所数 (D 推計)	462, 903	▲12. 5	423, 432	▲20. 0	
		出典等	R 6 経済構造実態調査			(推計)	

【過疎地域における企業立地数】

	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
製造業	185	180	215	193	176	190	190	190
非製造業	465	563	730	581	614	591	591	591
合計	650	743	945	774	790	781	781	781

※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出。

・ 企業立地件数については、令和 6 年度から令和 8 年度の数値が所期の達成目標を上回る見込みである。

【この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数】

年度	この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数
R 4	5 事業者 (57 人)
R 5	7 事業者 (96 人)
R 6	8 事業者 (43 人)
R 7	3 事業者 (9 人)
R 8	6 事業者 (51 人)

※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出。

- ・ 現行制度の適用期間における「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」については、R 6～R 8 累計目標 15 事業者、171 人（各年度 R4 実績と同数で推計）に対し、現時点では 18 事業者、148 人と、事業者数については目標を達成する見込みであるものの、新規雇用者数については目標を下回る見込となった。
- ・ 主な要因としては、1 事業者当たりの雇用創出人数が、前回評価時に想定した値を下回ったことが挙げられる。
- ・ 具体的には、適用 1 件当たりの新規雇用者数は R 4 実績 2.46 人、R 5 実績 2.23 人であったが、R 6 以降は 1 人を下回り、R 7 実績では 0.59 人となっている。
- ・ これに伴い、適用した事業者数は減少していないが、「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」については、減少したと思われる。
- ・ 一方で、小規模な設備投資（設備取得価格（500 万円以上、1000 万円未満））においても一定の新規雇用が確認できるほか、活用件数も増加傾向となっており、過疎地域における投資需要に対応しているものと考えられる。また、当制度を活用した事業者における新規雇用者割合は、R 4：2.57%、R 5：5.16%、R 6：2.50%、R 7：3.70%で推移しており、制度を活用した各企業における継続的な雇用の促進が確認できる。

①適用 1 件当たりの新規雇用者数

年度	適用件数	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数	1 件当たり新規雇用者数
R 4	82 件	202 人	2.46 人
R 5	121 件	270 人	2.23 人
R 6	122 件	120 人	0.98 人
R 7	182 件	108 人	0.59 人
R 8	189 件	175 人	0.93 人

※算出根拠：R 4～R 6 の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和 6 年第 213 回国会提出、令和 7 年第 217 回国会提出、令和 8 年第 221 回国会提出）による。R 7 の適用件数及び全年度の新規雇用者数は過疎対策室独自調査により算出。1 件当たりの新規雇用者数は「新規雇用者数/適用件数」により算出。（R 8 は、推計値を記入している。）

		②従業員数に占める新規雇用者数の割合			
		年度	制度を活用した事業者の従業員数	制度を活用した事業者の新規雇用者数	従業員数に占める新規雇用者数の割合
		R 4	7,870 人	202 人	2.57%
		R 5	5,229 人	270 人	5.16%
		R 6	4,805 人	120 人	2.50%
		R 7	2,916 人	108 人	3.70%
		※算出根拠：合計従業員数及び事業者数は過疎対策室独自調査により算出。（R 8 は来年度調査予定。）総従業員数に占める新規雇用者数の割合は「新規雇用者数/合計従業員数」により算出。			
		③取得価額別活用件数（R 4～R 7）			
		年度	設備取得価額ごとの活用件数		
			500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上 2000 万円未満	2000 万円以上
R 4	7	5	77		
R 5	9	9	109		
R 6	17	11	131		
R 7	15	14	153		
※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出					
④新規雇用者数（R 4～R 7）					
	設備取得価額ごとの新規雇用者数				
年度	500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上 2000 万円未満	2000 万円以上		
R 4	4 人	11 人	187 人		
R 5	6 人	2 人	262 人		
R 6	4 人	2 人	114 人		
R 7	0 人	0 人	108 人		
平均	3.5 人	3.8 人	167.8 人		
※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出（適用 1 年目の事業者を抜粋。）					
これまでの 要 望 経 緯	昭和 45 年創設				
	平成 2 年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加				
	平成 12 年度：過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の 5 年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。				
	平成 17 年度：適用期限の 2 年延長				
	平成 19 年度：適用期限の 2 年延長				
	平成 21 年度：適用期限の 1 年延長				
	平成 22 年度：過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の 1 年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。				
	平成 23 年度：適用期限の 2 年延長				

	平成 25 年度：適用期限の 2 年延長 平成 27 年度：適用期限の 2 年延長 平成 29 年度：過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の 2 年延長。対象事業から情報通信技術 利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。 平成 31 年度：適用期限の 2 年延長 令和 3 年度：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 の施行。適用期限の 3 年延長。対象事業に情報サ ービス業等を追加。割増償却に改組。 令和 6 年度：適用期限の 3 年延長
--	--

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定地域における産業振興機械等の割増償却（過疎地域）

本特例措置に係る自己点検の結果、短期アウトカムである設備投資額は、令和３年度から令和４年度までの２か年累計で約 401.8 億円となり、目標値である 383 億円を上回って達成した。

また、中期アウトカムである過疎地域における廃業率についても、最新実績である令和６年度において 3.3%となり、目標値である 3.4%を下回るなど、本特例措置が過疎地域における設備投資の促進や事業者の事業継続・拡大に一定の効果を発揮していることが確認された。

長期アウトカムである「この制度がなければ雇用を増加させなかった」事業者による新規雇用者数については、点検書における対象期間が令和 12 年度までであり、現時点では評価期間の途中段階にあるものの、新規雇用者数は、令和４年度 57 人、令和５年度 96 人、令和６年度 43 人、令和７年度 9 人となっており、これまで一定の雇用創出効果が確認されている。他方で、過疎地域においては人口減少や生産年齢人口の縮小が継続しており、地域における雇用確保の重要性は依然として高い状況にある。また、近年の新規雇用者数の推移を見ると、年度による変動や減少傾向も見られることから、これまでに創出された雇用の維持に加え、更なる雇用機会の創出や減少幅の抑制を図る必要がある。

このように、本特例措置による設備投資の促進や事業継続への効果は確認されているものの、本措置の目的は設備投資そのものだけでなく、設備投資を通じた雇用機会の拡充や地域産業の維持・発展にある。そのため、今回の要望においては、自己点検結果を踏まえつつ、引き続き新規雇用者数を主要なアウトカム指標として位置付け、本特例措置による雇用創出効果の維持・拡大を目指すこととした。あわせて、全国的な人口減少や事業所数の減少傾向が続く中、本特例措置の周知・利用促進により適用事業者の裾野拡大を図り、過疎地域の事業所数や雇用の減少抑制に寄与していく。

（農林水産省農村振興局地域振興課）

項 目 名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長											
税 目	法人税、所得税											
要 望 の 内 容	【要望】 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の 48%）について、適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。											
	【制度の概要】											
	1. 製造業・旅館業											
	（1）対象											
	①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等											
	②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等											
	（2）取得価額の下限值											
	一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合											
	<table><tr><td>資本金の規模</td><td>1,000万円以下</td><td>1,000万円超 5,000万円以下</td><td>5,000万円超</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>500万円以上</td><td>1,000万円以上</td><td>2,000万円以上</td></tr></table>				資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超								
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上									
2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等												
（1）対象												
①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等												
②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等												
（2）取得価額の下限值												
一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合												
【関係条文】												
・ 半島振興法第 9 条の 2、第 16 条（所得税）												
・ 租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 2 号												
・ 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 2 号、第 15 項第 2 号、第 20 項、第 21 項及び第 24 項												
・ 租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 7 項、第 8 項、第 9 項及び第 10 項（法人税）												
・ 租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 2 号												
・ 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 2 号、第 16 項第 2 号、第 21 項、第 22 項及び第 25 項												
・ 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 7 項、第 8 項、第 9 項及び第 10 項												

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	—百万円 (▲300 百万円 の内数) (—百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的	半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線交通網から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に一定の制約があること等により、人口減少・高齢化が加速している。 このため、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る民間事業の投資を促進することで、地域経済の活性化や雇用の確保を図り、人口流出の抑制や定住の促進を図る。	
	(2) 施策の必要性	半島地域においては、地理的条件不利性により生産年齢層を中心とした人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、雇用の場の確保、地域住民の所得水準の向上等を図り、生産年齢人口の流出抑制や地域経済の活性化が必要である。 このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域で重要な位置を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効活用した旅館業・農林水産物等販売業を、地域の基幹産業として支援する必要がある。また、半島地域の地理的な条件不利性を補うため、立地に左右されにくい情報サービス業等の発展が期待されており、デジタル技術の活用によって半島地域の課題解決に寄与することで、地域経済の活性化や人口流出の抑制に資する産業として重要である。 これらを踏まえれば、本特例措置の適用期限の延長が必要である。	
		○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）（抄） 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 (3) 強い地域経済の構築 (個性を活かした地域づくり) 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。	
		○食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定） Ⅴ 農村の振興 5 中山間地域等の振興 中山間地域等の条件不利地域は他の地域と比較して、人口減少や高齢化が急激に進行しており、担い手不足や集落機能の低下等厳しい状況に置かれている。 このため、中山間地域等が直面している様々な課題を克服し、中山間地域等の農業を振興するため、それぞれの地域の実情に応じて、農業を「支える」ための施策、農業で「稼ぐ」ための施策と、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を併せてパッケージとして一体的に実施する。	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）（抄） （農林水産業の振興） 第一三条の二 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。 （税制上の措置） 第十六条国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。 ○政策評価体系における位置付け 〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 I－5 農村の振興 〔政策分野〕 23 中山間地域等の振興
		政策の達成目標	事業者による新規設備投資を促進することにより、半島地域における事業活動の継続・拡大を図り、半島地域における雇用者数を拡大することを目標とする。 ①長期的目標 半島地域における雇用の維持・確保を指標とする。 指標：半島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：2,145 人（社会減の 1 割） 対象期間：令和 5 年度～令和 16 年度（12 年間） ②短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額を指標とする。 目標値：190 億円 対象期間：令和 9 年度～令和 10 年度（2 年間）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	○本特例措置の適用を受けた事業者による新規雇用者数 257 人 ○本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 190 億円

		政策目標の達成状況	新規雇用者数 令和５年度：４６人 令和６年度：３６人 令和７年度：１６人 新規設備投資額 令和５年度：約４４．０億円 令和６年度：約３９．３億円 令和７年度：約１６．３億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和８年度：２２件 令和９年度：３６件 令和１０年度：５０件 ※新規の適用見込みを記載 ※関係道府県へ聞き取った結果を基に、「政策の達成目標」を勘案して試算した値。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は半島振興において重要となる業種における設備投資を促進し、それにより雇用の維持・創出を図るために措置されたものである。 実際に本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業者もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。 これらの効果による人口流出の抑制や地域企業の拡大により、地域経済の好循環が生まれ、地域経済基盤の強化や地域サービスの向上にも寄与することが見込まれるため、当該特例措置が、一時的な投資支援にとどまらず、地域経済の持続的な活性化を通じて、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	○地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令） ・半島振興法第１７条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
		予算上の措置等の要求内容及び金額	半島振興広域連携促進事業補助金等 （令和９年度概算要求額：１３１百万円） 改正半島振興法を踏まえ、半島地域の自立的発展に向けた交流・定住促進、産業振興、防災・物流強化を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策等を支援する。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置に対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、予算措置と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には本特例制度による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。

		要望の措置の妥当性	本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。 また、課税の繰延べによって、設備投資に係る税負担が軽減される本特例措置は、半島地域における設備投資のインセンティブとなる。 設備投資の促進により地域内の事業の継続・拡大が図られ、事業の実施に基づく雇用創出が見込まれることによって、「半島地域の雇用創出」という長期的目標に対して効果がつながっていくものと考えられる。 なお、特例措置の対象は全業種としているものではなく、半島地域の産業を振興し雇用の創出を図るために特に有効と思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、半島の地域特性を踏まえた必要最小限の特例措置である。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><tr><td></td><td>適用件数</td><td>適用額</td><td>減収額</td></tr><tr><td>令和5年</td><td>134 件 (163 件)</td><td>1,021 百万円 (1,599 百万円)</td><td>237 百万円 (371 百万円)</td></tr><tr><td>令和6年</td><td>92 件 (73 件)</td><td>834 百万円 (664 百万円)</td><td>193 百万円 (154 百万円)</td></tr><tr><td>令和7年</td><td>65 件 (70 件)</td><td>423 百万円 (637 百万円)</td><td>98 百万円 (148 百万円)</td></tr></table>		適用件数	適用額	減収額	令和5年	134 件 (163 件)	1,021 百万円 (1,599 百万円)	237 百万円 (371 百万円)	令和6年	92 件 (73 件)	834 百万円 (664 百万円)	193 百万円 (154 百万円)	令和7年	65 件 (70 件)	423 百万円 (637 百万円)	98 百万円 (148 百万円)	(出典：適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。また、減収額は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。) ※令和5年度・令和7年度要望時の適用件数及び減収額の見込み値については、括弧内のとおりである。 (前回要望時との乖離の理由) 令和6年度においては見込みを上回ったものの、他年度においては資材価格の高騰等が事業者の投資意欲に影響し、前回要望時の見込みと実績の乖離が生じている。引き続き、各地方自治体に対して市町村協議会等を活用して税制活用の働きかけを行うとともに、事業者への直接の制度周知を行うことにより、半島地域における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。
			適用件数	適用額	減収額														
	令和5年	134 件 (163 件)	1,021 百万円 (1,599 百万円)	237 百万円 (371 百万円)															
令和6年	92 件 (73 件)	834 百万円 (664 百万円)	193 百万円 (154 百万円)																
令和7年	65 件 (70 件)	423 百万円 (637 百万円)	98 百万円 (148 百万円)																
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却 ① 租税特別措置法の条項 租税特別措置法第45条 ② 適用件数 令和4年度：58件 令和5年度：59件 令和6年度：50件 ③ 適用総額 令和4年度：390百万円 令和5年度：361百万円 令和6年度：295百万円																		

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置は半島振興において重要としている業種における設備投資を促進し、それにより雇用の維持・創出を図るために措置されたものである。 実際に本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業者もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。 これらの効果による人口流出の抑制や地域企業の拡大により、地域経済の好循環が生まれ、地域経済基盤の強化や地域サービス向上にも寄与することが見込まれるため、当該特例措置が、一時的な投資支援にとどまらず、地域経済の持続的な活性化を通じて、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。
	前回要望時の達成目標	(政策体系における政策目的に係る目標) 半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比が1.00未満(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度) (租税特別措置により達成しようとする目標) 測定指標 半島地域における事業所数(製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等) 目標値 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和7年度の政策目標(半島地域における社会増減率過去5ヶ年平均との比)に係る指標値については、1.16となっており、過去5ヶ年平均との比を1.00未満とするという政策目標を達成できていない。これは、コロナ禍の人口移動が著しく少ない期間の影響をもってしても、従前の社会増減の傾向が継続していたものと考えられる。 また、租税特別措置により達成しようとする目標(事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ること)については、事業所数は「経済センサス活動調査」の結果を流用しており、前回調査(2021年(令和3年)調査)以降、次の調査結果(2026年(令和8年)調査)が公表されていないため、現時点で達成度を測ることは困難である。 なお、令和7年度の新規適用事業者においては、本特例措置を活用して設備投資を行ったことにより、新たに事業拠点が創出されたところ。
これまでの要望経緯	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期限の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期限の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長	

	(機械等 12/100 建物等 6/100)
平成 13 年度	適用期限の 2 年延長 (機械等 12/100→11/100)
平成 15 年度	適用期限の 2 年延長 (2,500 万円超)
平成 17 年度	適用期限の 2 年延長 (機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加 (過疎地域に類する地区：建物等 7/100)
平成 19 年度	適用期限の 2 年延長 (旅館業：建物等 7/100→6/100 2,000 万円超)
平成 21 年度	適用期限の 2 年延長
平成 23 年度	適用期限の 2 年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加
平成 25 年度	割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ (2,000 万円超→500 万円以上)
平成 27 年度	適用期限の 2 年延長
平成 29 年度	適用期限の 2 年延長
令和元年度	適用期限の 2 年延長
令和 3 年度	適用期限の 2 年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする)
令和 5 年度	適用期限の 2 年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎税制適用地区を除外)
令和 7 年度	適用期限の 2 年延長 (「情報サービス業等」のうち、「コールセンター業等」を除外)

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定地域における産業振興機械等に係る割増償却（半島地域）

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムである新規設備投資額（令和５年度～令和６年度・目標値 70 億円）については、２カ年合計で約 83.3 億円であることから目標を達成している。
- また、長期アウトカムである新規雇用者数（令和５年度～令和 16 年度・目標値 2,145 人）については、本特例措置を活用して整備した設備に伴う新規雇用が、毎年一定程度創出されているところであるが、達成途上であり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。
- 短期アウトカムの目標値を達成し、半島地域の事業活動の継続・拡大に一定の効果を上げていることが確認された。このため、これらの成果を維持・定着させる観点から、新規雇用者数を長期的目標として設定する。また、設備投資額については、本特例措置による投資促進効果が確認されていることから、短期的目標として継続的に把握する。
- 本特例措置を活用した設備投資により、半島地域の雇用創出への効果が着実に現れている。一方で、人口流出や社会減といった地域課題の解決には中長期的な取組が不可欠であり、制度効果の継続的な発現と検証が求められる。以上のことから、地域への投資と雇用の好循環を維持・拡大し、人口流出の抑制・定住促進につなげる観点から、適用期限を２年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長することを要望する。
- さらに、本特例措置の効果を最大限発揮するため、地方自治体等と連携しながら、制度の周知・活用促進を強化し、半島地域におけるさらなる投資促進と雇用創出を後押ししていく。

（農林水産省農村振興局地域振興課）

項 目 名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税 目	法人税、所得税		
要 望 の 内 容	【要望】 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興計画の産業振興促進事項に定めた区域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）内の地区において、法人又は個人が行う製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資について、割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長する。		
	【制度の概要】 1. 製造業・旅館業 （1）対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合		
	資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下
	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上
			1 億円超
			2,000 万円以上
	2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 （1）対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合		
	【関係条文】 ・ 離島振興法第 19 条 （所得税）租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 3 号、第 15 項第 3 号、第 22 項、第 23 項及び第 24 項 租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 8 項、第 9 項及び第 10 項 （法人税）租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 3 号、第 16 項第 3 号、第 23 項、第 24 項及び第 25 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 8 項、第 9 項及び第 10 項		

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲300 百万円 の内数) (— 百万円)
--	--	-------------------------------------	---

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、産業の振興を図り、雇用の確保を行うことを通して、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。 (2) 施策の必要性 離島は四方を海等に囲まれていることから、交通手段が船や飛行機等に限定されているため、人の往来及び事業活動に必要な資機材等の輸送に要する費用が他の地域に比較して高額である。そのため、離島における事業活動の継続・拡大を通して雇用の維持・拡大を図るためには、産業基盤等に関する地域格差の是正を図るべく特別の措置を講ずる必要がある。 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。とりわけ、平成 25 年度より現行の割増償却制度となったことにより、島内の中小事業者等の設備投資を促進し、雇用の増加・維持を図ることで、離島の人口流出の抑制に寄与してきた。 他方で、就業者数が減少傾向にあるなど、島内企業を取り巻く状況は厳しく、島外企業による投資を呼び込む重要性は一層増大している。 コロナ禍を契機として企業の地方移転も注目される中、令和 5 年に施行された改正離島振興法では、離島振興計画の記載事項として、企業誘致をはじめとした産業の振興の促進に関する事項が新たに盛り込まれたところである。こうした計画の下、島内外の企業等による投資を呼び込むためにも、営業利益が比較的小さい島内の中小事業者の投資に加え、離島への投資を行う比較的余力のある企業を含め、広くインセンティブとなる本特例措置による支援が引き続き必要である。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）（抄） 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築 （個性を活かした地域づくり） 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 ○食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定） Ⅴ 農村の振興 5 中山間地域等の振興
--	--

	中山間地域等の条件不利地域は他の地域と比較して、人口減少や高齢化が急激に進行しており、担い手不足や集落機能の低下等厳しい状況に置かれている。このため、中山間地域等が直面している様々な課題を克服し、中山間地域等の農業を振興するため、それぞれの地域の実情に応じて、農業を「支える」ための施策、農業で「稼ぐ」ための施策と、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を併せてパッケージとして一体的に実施する。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）（抄） （農林水産業その他の産業の振興） 第十四条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。 （税制上の措置等） 第十九条 国は、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図ること等としている第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○政策評価体系における位置付け 〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 I－5 農村の振興 〔政策分野〕 23 中山間地域等の振興
		政策の達成目標	事業者による新規設備投資を促進することにより、離島における事業活動の継続・拡大が図られる。これにより、離島地域における雇用者数を拡大することを目標とする。 ① 長期的目標 離島における雇用の維持・確保を指標とする。 指標：離島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：270 人（社会減の約 2 割） 対象期間：令和 5 年度～令和 14 年度（10 年間） ② 短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額を指標とする。 目標値：11.4 億円

			対象期間：令和９年度～令和１０年度（２年間）
		租税特別措置の適用又は延長期間	２年間（令和９年４月１日～令和１１年３月３１日）
		同上の期間中の達成目標	本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 74人 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 11.4億円
		政策目標の達成状況	令和７年度の新規雇用者数 12人 令和７年度の新規設備投資額 1.85億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和８年度：10件 令和９年度：10件 令和１０年度：10件 ※新規の適用見込みを記載。 ※制度活用の意向に関する離島の事業者への聞き取り結果を基に、「政策の達成目標」を勘案して試算した値。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置が活用されることで、事業者は適用期間中の減価償却費を通常より多く計上でき、投資初期段階の税負担が軽減（繰り延べ）されるため、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、事業活動の継続・拡大及び雇用機会の確保に貢献することが見込まれている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令） ・ 離島振興法第20条 ・ 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
		予算上の措置等の要求内容及び金額	① 公共事業予算の一括計上 50,979 百万円 ② 離島活性化交付金 1,501 百万円 ③ 離島振興調査費 124 百万円 （令和９年度概算要求額）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の推進等を行うものである。また、自治体を実施する企業誘致活動等に関しては令和５年度より予算上の支援を行っているが、これは事業者の設備投資等の資金繰りに対する支援ではなく、自治体を実施する企業誘致のための計画策定やプロモーション等のソフト事業に対する支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。

			それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、事業の継続・拡大を図り、就業機会の確保を図ることを目的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。																
	要望の措置の妥当性	隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。 離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。 また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。																	
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><thead><tr><th></th><th>適用件数</th><th>適用額</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和5年</td><td>27件 (41件)</td><td>38.4百万円 (79百万円)</td><td>8.9百万円 (18百万円)</td></tr><tr><td>令和6年</td><td>12件 (16件)</td><td>8.9百万円 (14百万円)</td><td>2.1百万円 (2.8百万円)</td></tr><tr><td>令和7年</td><td>11件 (14件)</td><td>6.2百万円 (12百万円)</td><td>1.4百万円 (2.6百万円)</td></tr></tbody></table> (出典：適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。また、減収額は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。) ※令和5年度・令和7年度要望時の適用件数及び減収額の見込み値については、括弧内のとおりである。 (前回要望時との乖離の理由) 割増償却期間は5年間であり過年度から継続して本特例措置が適用された事業者が一定数あるものの、令和5年度税制改正により過疎税制適用地域は離島税制の適用対象外となったことで、令和5～6年度において新規の適用実績が無かったため、適用件数等の見込みと実績の乖離が生じている。事業者への制度周知を強化してきたことにより、令和7年度においては新規適用実績が認められたところであり、引き続き、各地方自治体に対して担当者会議等において税制活用の働きかけを行うとともに、事業者への直接の制度周知を行うことにより、離島における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。			適用件数	適用額	減収額	令和5年	27件 (41件)	38.4百万円 (79百万円)	8.9百万円 (18百万円)	令和6年	12件 (16件)	8.9百万円 (14百万円)	2.1百万円 (2.8百万円)	令和7年	11件 (14件)	6.2百万円 (12百万円)
	適用件数	適用額	減収額																
令和5年	27件 (41件)	38.4百万円 (79百万円)	8.9百万円 (18百万円)																
令和6年	12件 (16件)	8.9百万円 (14百万円)	2.1百万円 (2.8百万円)																
令和7年	11件 (14件)	6.2百万円 (12百万円)	1.4百万円 (2.6百万円)																
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<令和6年度調査結果> ① 租税特別措置法の条項 第45条 ② 適用件数 令和4年度：12件 令和5年度：6件																	

		令和6年度：6件 ③ 適用総額 令和4年度：45百万円 令和5年度：33百万円 令和6年度：29百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置が活用されることで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、事業活動の継続・拡大及び雇用機会の確保に貢献することが見込まれている。 令和7年度に本特例措置を新規に活用した事業者において、島外からの雇用者を創出した事例もあり、本特例措置が離島における雇用機会の確保に寄与している。
	前回要望時の達成目標	（政策体系における政策目的に係る目標） 離島振興対策実施地域の令和14年度末の人口を263千人以上とする。 （租税特別措置により達成しようとする目標） 測定指標 離島地域における事業所数 目標値 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和7年度の人口は309千人であり、現時点で目標値（令和14年度末の人口）を上回っているものの、令和4～7年度の人口減少率は過去10年間よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和14年度末の人口は目標値を下回る見込みである。 また、本特例措置により達成しようとする目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ること）については、事業所数を「経済センサス-活動調査」からデータを流用しており、前回調査（2021年（令和3年）調査）以降、次の調査結果（2026年（令和8年）調査）が公表されていないため、現時点で達成度を測ることは困難である。なお、令和7年度の全ての新規適用事業者において、本特例措置を活用して設備投資を行ったことにより、新たな事業拠点が創出されたところ。
これまでの要望経緯	平成5年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○） 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加） 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外） 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長	

		拡充(取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ)
	平成 21 年度	適用期限の 2 年延長
	平成 23 年度	適用期限の 2 年延長
		拡充(情報サービス業を追加)
		除外(農林水産物等販売業を除外)
	平成 25 年度	割増償却への改組
		拡充(農林水産物等販売業を追加)
		拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる))
		拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)
	平成 27 年度	適用期限の 2 年延長
	平成 29 年度	適用期限の 2 年延長
	令和元年度	適用期限の 2 年延長
	令和 3 年度	適用期限の 2 年延長(取得価額は圧縮記帳の適用後の金額)
	令和 5 年度	適用期限の 2 年延長(過疎税制対象地域との重複地域は対象外)
	令和 7 年度	適用期限の 2 年延長 (対象事業の一つである「情報サービス業等」から「コールセンター業等」を除外)

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定地域における産業振興機械等の割増償却（離島地域）

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムである新規設備投資額（令和５年度～令和６年度・目標４億円）については、令和６年度時点で新規の適用実績がなかったことから、目標未達成である。令和５年度税制改正時に過疎税制適用地域は離島税制の適用対象外となったことで、離島税制の対象となる離島が大幅に減少し、令和５年度及び令和６年度において新規の離島税制の適用が無かったことが短期アウトカム未達成の要因であるが、事業者への制度周知を強化してきたことにより、令和７年度においては新規適用実績が認められた。本特例措置を活用して設備投資が行われた結果、全ての適用事業者において新たな雇用が創出され、投資促進及び雇用創出の両面において一定の政策効果が認められる。
- また、長期アウトカムである新規雇用者数（令和５年度～令和１４年度・目標２７０人）については、令和７年度時点で１２人と推移しているが、達成途上にあり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。
- 新規の適用実績は限定的であるものの、本特例措置を活用して設備投資を行った結果、離島の雇用創出において一定の政策効果が認められるため、最終的な達成目標に向けて適用期限を２年間（令和１１年３月３１日まで）延長することを要望する。
- 本特例措置の政策効果をより一層発現させるため、引き続き、各地方自治体に対して担当者会議等における税制活用の働きかけや、事業者への直接の制度周知を行うことにより、離島における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省経営局協同組織課、水産庁漁政部水産経営課）

項 目 名	生命保険料控除制度の拡充の恒久化等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	令和 8 年・9 年分所得税において講じられた、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の所得控除限度額に対する 2 万円の上乗せ措置を恒久化するなどの所要の措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備し、生活の安定を確保する。 (2) 施策の必要性 少子高齢化が進展し、全世代対応型の持続的な社会保障制度の構築に向けた見直しの検討が進められる中、社会保障制度を補完する自助の仕組みである私的保障の果たす役割はますます重要なものとなっている。 こうした状況下において、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険（生命共済）の遺族補償としての役割が高まっており、子どもを扶養する世帯の生活の安定を図る観点から、私的保障により、子どもの教育費用や万一の場合の遺族の生活費に備えられるよう、自助のための環境を整備することが必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標、政策分野》 Ⅰ－１ 我が国の食料供給 ② 食料自給力の確保 Ⅲ 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ③ 漁村の活性化の推進
		政策の達成目標	子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備することにより、生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	農業 約10万人 （令和5年～7年の全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）における一般生命保険料控除対象者数平均（約183万人）のうち、納税世帯の見込み人数（約47万人）を全共連が行った「令和5年 組合員意識調査」による23歳未満の子どもを持つ世帯の比率（21.0%）で按分） 漁業 約2万人 （「令和6年度国民生活基礎調査」より、18歳未満の子どもを持つ世帯の状況の16.6%に全国共済水産業協同組合連合会（以下「共水連」という。）の保有契約データを使用して算出した増加率を乗じた20.9%を23歳未満の子どもを持つ世帯の比率として、令和4年～令和7年の共水連における一般生命保険料控除対象者数平均（約9.4万人）に乗じて算出。）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備することにより、生活の安定に資することとなる見込み。
相 当 性	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																						
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																						
	要望の措置の妥当性	生命保険（生命共済）については、全世代において必要と考える保障額に加入保障額が達しておらず、特に子どもを扶養する世帯が多い 20～40 歳代においてその乖離が大きい状況にある^(※)。 このため、今後も、自助による生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を恒久化する措置が必要になるものとする。 本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、子どもを扶養する世帯の生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。 (※) 必要と考える保障額と加入保障額（性別・年代別平均額） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">男性</th><th colspan="2">女性</th></tr><tr><th>必要と考える保障額</th><th>加入保障額</th><th>必要と考える保障額</th><th>加入保障額</th></tr><tr><td>全体</td><td>2,164 万円</td><td>1,261 万円</td><td>1,051 万円</td><td>610 万円</td></tr><tr><td>20 歳代</td><td>2,421 万円</td><td>912 万円</td><td>1,186 万円</td><td>569 万円</td></tr><tr><td>30 歳代</td><td>3,025 万円</td><td>1,554 万円</td><td>1,508 万円</td><td>819 万円</td></tr><tr><td>40 歳代</td><td>2,728 万円</td><td>1,858 万円</td><td>1,584 万円</td><td>833 万円</td></tr><tr><td>50 歳代</td><td>2,184 万円</td><td>1,574 万円</td><td>988 万円</td><td>594 万円</td></tr><tr><td>60 歳代</td><td>1,718 万円</td><td>1,010 万円</td><td>736 万円</td><td>546 万円</td></tr></table> （出典：生命保険文化センター「令和 7 年度 生活保障に関する調査」）			男性		女性		必要と考える保障額	加入保障額	必要と考える保障額	加入保障額	全体	2,164 万円	1,261 万円	1,051 万円	610 万円	20 歳代	2,421 万円	912 万円	1,186 万円	569 万円	30 歳代	3,025 万円	1,554 万円	1,508 万円	819 万円	40 歳代	2,728 万円	1,858 万円	1,584 万円	833 万円	50 歳代	2,184 万円	1,574 万円	988 万円	594 万円	60 歳代	1,718 万円	1,010 万円	736 万円
	男性		女性																																						
	必要と考える保障額	加入保障額	必要と考える保障額	加入保障額																																					
全体	2,164 万円	1,261 万円	1,051 万円	610 万円																																					
20 歳代	2,421 万円	912 万円	1,186 万円	569 万円																																					
30 歳代	3,025 万円	1,554 万円	1,508 万円	819 万円																																					
40 歳代	2,728 万円	1,858 万円	1,584 万円	833 万円																																					
50 歳代	2,184 万円	1,574 万円	988 万円	594 万円																																					
60 歳代	1,718 万円	1,010 万円	736 万円	546 万円																																					
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	農業 令和 6 年度共済加入人数 177 万人、控除適用人数 42 万人 漁業 令和 7 年度共済加入人数 18 万人、控除適用人数 9 万人																																							
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																							
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	生命保険文化センターが実施した「令和 7 年度 生活保障に関する調査」によれば、回答者の約 5 割弱が、生命保険料控除制度が拡充された場合、「保障の充実に影響あり」と回答^(※1)しており、さらに、年代別に見ると、男女とも子どもを扶養する世帯の多い 20～50 歳代で約 6 割前後となっている^(※2)。 このため、拡充された制度の恒久化によって生命保険（生命共済）への加入に係るインセンティブが高まることが予想され、今後の加入率の増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効と考える。																																							

		(※ 1) 生命保険料控除制度が拡充された場合の考え方 (全体) <table><tr><td></td><td>全体</td></tr><tr><td>保障の充実に影響あり</td><td>49.2%</td></tr><tr><td>追加加入、見直しにより保障を充実させる</td><td>8.5%</td></tr><tr><td>保障の充実を検討する</td><td>23.9%</td></tr><tr><td>将来、保障を充実させる際の励みになる</td><td>16.9%</td></tr><tr><td>何とも思わない</td><td>36.2%</td></tr><tr><td>わからない</td><td>14.7%</td></tr></table> (出典：生命保険文化センター「令和 7 年度 生活保障に関する調査」) (※ 2) 生命保険料控除制度が拡充された場合の考え方 (性別・年代別) <table><tr><td></td><td colspan="3">男性</td><td colspan="3">女性</td></tr><tr><td></td><td>保障の 充実に 影響あ り</td><td>何とも 思わな い</td><td>わから ない</td><td>保障の 充実に 影響あ り</td><td>何とも 思わな い</td><td>わから ない</td></tr><tr><td>全体</td><td>51.2%</td><td>36.4%</td><td>12.4%</td><td>47.6%</td><td>36.0%</td><td>16.4%</td></tr><tr><td>20 歳代</td><td>59.7%</td><td>23.2%</td><td>17.1%</td><td>57.6%</td><td>22.4%</td><td>20.0%</td></tr><tr><td>30 歳代</td><td>64.4%</td><td>26.7%</td><td>8.9%</td><td>66.0%</td><td>21.6%</td><td>12.4%</td></tr><tr><td>40 歳代</td><td>63.9%</td><td>29.2%</td><td>6.9%</td><td>64.8%</td><td>22.4%</td><td>12.8%</td></tr><tr><td>50 歳代</td><td>59.6%</td><td>33.5%</td><td>6.9%</td><td>55.0%</td><td>32.5%</td><td>12.5%</td></tr><tr><td>60 歳代</td><td>45.3%</td><td>49.9%</td><td>18.6%</td><td>44.0%</td><td>41.3%</td><td>14.7%</td></tr></table> (出典：生命保険文化センター「令和 7 年度 生活保障に関する調査」)		全体	保障の充実に影響あり	49.2%	追加加入、見直しにより保障を充実させる	8.5%	保障の充実を検討する	23.9%	将来、保障を充実させる際の励みになる	16.9%	何とも思わない	36.2%	わからない	14.7%		男性			女性				保障の 充実に 影響あ り	何とも 思わな い	わから ない	保障の 充実に 影響あ り	何とも 思わな い	わから ない	全体	51.2%	36.4%	12.4%	47.6%	36.0%	16.4%	20 歳代	59.7%	23.2%	17.1%	57.6%	22.4%	20.0%	30 歳代	64.4%	26.7%	8.9%	66.0%	21.6%	12.4%	40 歳代	63.9%	29.2%	6.9%	64.8%	22.4%	12.8%	50 歳代	59.6%	33.5%	6.9%	55.0%	32.5%	12.5%	60 歳代	45.3%	49.9%	18.6%	44.0%	41.3%	14.7%
	全体																																																																							
保障の充実に影響あり	49.2%																																																																							
追加加入、見直しにより保障を充実させる	8.5%																																																																							
保障の充実を検討する	23.9%																																																																							
将来、保障を充実させる際の励みになる	16.9%																																																																							
何とも思わない	36.2%																																																																							
わからない	14.7%																																																																							
	男性			女性																																																																				
	保障の 充実に 影響あ り	何とも 思わな い	わから ない	保障の 充実に 影響あ り	何とも 思わな い	わから ない																																																																		
全体	51.2%	36.4%	12.4%	47.6%	36.0%	16.4%																																																																		
20 歳代	59.7%	23.2%	17.1%	57.6%	22.4%	20.0%																																																																		
30 歳代	64.4%	26.7%	8.9%	66.0%	21.6%	12.4%																																																																		
40 歳代	63.9%	29.2%	6.9%	64.8%	22.4%	12.8%																																																																		
50 歳代	59.6%	33.5%	6.9%	55.0%	32.5%	12.5%																																																																		
60 歳代	45.3%	49.9%	18.6%	44.0%	41.3%	14.7%																																																																		
	前回要望時の達成目標	子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備することにより、生活の安定に資すること。																																																																						
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																																																																						
これまでの要望経緯	令和 7 年度税制改正要望において、生命保険料控除制度の拡充を要望し、令和 8 年分に限り、子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充が措置。 令和 8 年度税制改正要望において、当該措置の恒久化等の所要の措置を要望し、適用期限が 1 年延長。																																																																							

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省新事業・食品産業部商品取引グループ）

項 目 名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲16,800 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。 (2) 施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I－1 我が国の食料供給 《政策分野》 付加価値向上に向けた取組
		政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することで、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：約 92 万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,688 万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度 株式 5 属性別株主数」）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯			平成 17 年度からの継続要望。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省新事業・食品産業部企画グループ）

項 目 名	中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の延長等		
税 目	法人税 租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法施行令第 33 条、租税特別措置法施行規則第 21 条の 2		
要 望 の 内 容	適用期限を 3 年延長する。（令和 12 年 3 月 31 日まで） 中小企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （ ▲1,900 百万円） （ — ）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性を鑑み、中小企業者における M&A を促進することで、中小企業等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 M&A では、買収前にデューデリジェンスを実施することで M&A に伴うリスクを低減することは可能であるものの、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクを完全に排除することは困難である。こうした不確実性が、中小企業者による M&A を実施する際の障壁となっていることから、将来の損失に備えるための措置として本制度を設け、中小企業者における M&A を促進する。 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（令和 8 年 6 月中小企業庁）」における「4. M&A・事業承継等による事業再編」抜粋 成長志向の「強い中小企業」を作っていくためには、現状維持型の経営から挑戦型の経営への転換が必要である。そのためには、成長投資、研究開発投資、人材投資に加え、M&A 等を通じた事業再構築・事業再編、優秀な人材の獲得等が極めて重要である。 M&A や事業承継は、優秀な経営者の元へ事業、資金、人材、技術等の経営資源の集約を行い、経営者交代を契機とした抜本的な経営改革や M&A 等を中心とした集約化によるスケールアップにより中小企業・小規模事業者が経営改革を実現し、新たな成長につなげていくための手段であり、経営者が戦略的に取り組んでいけるように後押ししていく必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I-3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム 《政策分野》 ⑬ 食品産業
		政策の達成目標	本税制の適用によって、M&A に伴う簿外債務や偶発債務に起因するリスクが準備金の積み立てにより一定程度ヘッジされることで、企業は買収後に想定される不確実性を織り込んだ上での経営判断が可能となる。これにより、M&A 実施後の事業統合を積極的に実施するというインセンティブが高まり、短期的には人的投資として従業員の給与・賞与の増加が促される。また、事業統合に伴う設備投資等の取組が進展することで、中長期的には1人当たり付加価値額（労働生産性）の向上が期待される。したがって、目標としては、税制適用企業における給与支払総額の増加および1人当たり付加価値額（労働生産性）の向上とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和12年3月31日まで
		同上の期間中の達成目標	税制適用企業における給与支払総額の増加および1人当たり付加価値額（労働生産性）の向上。
		政策目標の達成状況	＜一般枠＞ （短期アウトカム） 目標値：給与支給額が税制適用1年後に2.5%増加していること 実現状況：本税制の活用企業におけるM&A実施前後の給与支給額は増加傾向にあり、50%の企業が目標の年2.5%成長を達成している。M&A後に人的投資が行われた結果、従業員の給与・賞与が増加した可能性がある。 （中・長期アウトカム） 目標値：1人あたり付加価値額（労働生産性）が税制適用5年後に15.0%向上していること 実現状況：本税制の活用企業における、M&A実施前後の1人あたり付加価値額（労働生産性）は、税制活用から5年を経過していないこと、データが不足していることなどから、3～5年で9%という増加率の達成自体は確認できない状況であり、現時点で長期アウトカムの評価は難しい。 今後の分析としては、企業データの確保を進めた上で、税制を活用していないM&A実施企業を対照群として、給与支給額及び付加価値額の増加率を比較することで、本税制の寄与度を評価していく必要がある。 ＜拡充枠＞ （短期アウトカム） 目標値：給与支給額が税制適用1年後に2.5%増加していること 実現状況：計画認定後に決算期が到来した事業者の同指標はいずれも目標値である2.5%を上回っている。M&Aにより計画対象事業の稼働増加や、グループ化による子会社の給与水準の見直し等により、給与支給額が増加したと考えられる。 （中・長期アウトカム） 目標値：計画期間終了年度における、基準年比1人あたり付加価値額9.0%向上

			実現状況：計画認定後の初回決算期における報告値のため暫定値ではあるが、給与支給額の増加を通じて事業単位の付加価値が増加している（本指標は、基準年度と計画終了年度（5年以内）の比較で達成を求めるものである）。 また、認定計画と M&A を実施した同業他社における同指標の成長率を比較したところ、一部を除き同業他社の水準を上回っていることから、税措置が M&A 後の成長を後押ししていると考えられる。なお、実績報告において計画未達となっている認定案件はない。
	有効性	要望の措置の適用見込み	<一般枠> 令和9年度 精査中 令和10年度 精査中 令和11年度 精査中 <拡充枠> 令和9年度 精査中 令和10年度 精査中 令和11年度 精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、M&A 直後の法人税負担が軽減され、簿外債務や偶発債務のリスクヘッジを行えるだけでなく、M&A 直後の PMI に係る人的投資や設備投資がしやすくなる。これにより、中小企業の生産性向上が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	事業承継・M&A 支援事業（令和7年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用を支援している。他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
		要望の措置の妥当性	M&A を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。
置の適用実績と効果に 関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用数】 <一般措置> 令和3年度 20 件 令和4年度 70 件 令和5年度 77 件 令和6年度 110 件 令和7年度 194 件（見込み） 令和8年度 343 件（見込み） （令和3年度～令和6年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、令和7年度・令和8年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の令和3年度～令和6年度の適用

		数を基に年平均成長率を計算し、令和 6 年の件数に乗じている。) <拡充枠> 令和 6 年度 -1 件 令和 7 年度 9 件 令和 8 年度 11 件 (省庁からの認定報告に基づき集計) 【適用額】 <一般措置> 令和 3 年度 2,821 百万円 令和 4 年度 12,353 百万円 令和 5 年度 11,166 百万円 令和 6 年度 19,917 百万円 令和 7 年度 31,242 百万円 (見込み) 令和 8 年度 55,147 百万円 (見込み) (令和 3 年度～令和 6 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、令和 7 年度・令和 8 年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に、令和 3 年度～令和 6 年度における 1 件当たり適用額の平均値を算出し、適用数に乗じている。) <拡充枠> 令和 6 年度 -1 円 令和 7 年度 14,476 百万円 (見込み) 令和 8 年度 23,358 百万円 (見込み) (認定計画より、取得予定日が帰属する事業年度における株式取得予定額に 90% を乗じて推計) 【減収額】 <一般枠> 令和 3 年度 3 億円 (実績) 令和 4 年度 11 億円 (実績) 令和 5 年度 9 億円 (実績) 令和 6 年度 19 億円 (実績) 令和 7 年度 69 億円 (見込み) 令和 8 年度 122 億円 (見込み) (令和 3 年度～令和 6 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、令和 7 年～8 年：計画認定における平均株式取得額に積立率 70% と法人税率 23.2% を乗じて推計) <拡充枠> 令和 6 年度 -1 円 令和 7 年度 34 億円 (見込み) 令和 8 年度 114 億円 (見込み) (認定計画より、取得予定日が帰属する事業年度における株式取得予定額に 90% と法人税率 23.2% を乗じて推計)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本措置により、M&A 直後の法人税負担が軽減され、簿外債務や偶発債務のリスクヘッジを行えるだけでなく、M&A 直後の PMI に係る人的投資や設備投資がしやすくなる。これにより、中小企業の生産性向上が図られる。

	前回要望時の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和３年度：創設（適用期間は令和６年３月３１日まで） 令和６年度：経営力向上計画の認定前にデューデリジェンスを行えるよう運用改善を行った上で、延長。特別事業再編計画の認定を受けた特定中堅・中小企業においては積立率が90%・100%となる拡充枠を創設。（適用期間は令和９年３月３１日まで）

要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の延長等

<一般枠>

自己点検の結果、本税制の活用企業における、M&A 実施前後の給与支給額は増加傾向にあり、50%の企業が目標の年 2.5%成長を達成している。M&A 後に人的投資が行われた結果、従業員の給与・賞与が増加した可能性がある。

中・長期アウトカムについては、本税制の活用企業における、M&A 実施前後の 1 人あたり付加価値額（労働生産性）は、税制活用から 5 年を経過していないこと、データが不足していることなどから、3～5 年で 9%という増加率の達成自体は確認できない状況であり、現時点で長期アウトカムの評価は難しいところである。

<拡充枠>

自己点検の結果、計画認定後に決算期が到来した事業者の指標がいずれも目標値である 2.5%を上回っており、本制度が認定事業者の行動変容を一定程度促していると考えられる。

中・長期アウトカムについては、計画認定後の初回決算期における報告計画値ではあるが、給与支給額の増加を通じて事業単位の付加価値が増加している。なお、認定後に計画未達となっている事例はない。

<一般枠・拡充枠>

自己点検の結果、現時点で把握可能な指標については目標を達成していることから、本税制は中小・中堅企業者における M&A 後の成長投資の促進を後押ししているものとみられる。

適用件数を増やすことが政策目的の達成に資すると考えられることから、企業者にとってより活用しやすい制度として延長し、より多くの中小・中堅企業者における給与支払総額の増加および 1 人あたり付加価値額（労働生産性）の向上を目指す。

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課）

項 目 名	特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（イノベーション拠点税制）の所要の見直し		
税 目	法人税 租税特別措置法第 59 条の 3 租税特別措置法施行令第 35 条の 3 租税特別措置法施行規則第 21 条の 17 の 2		
要 望 の 内 容	経過措置期間後における、令和 7 年 4 月 1 日より前に研究開発が完了している場合の自己創出比率の計算について、所要の見直しを講ずる。		
	平年度の減収見込額		
	(制度自体の減収額)		
	(改正増減収額)		

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 イノベーションの国際競争が激化する中、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間企業による無形資産投資を後押しする。 (2) 施策の必要性 本制度の対象となる知財は、令和 6 年 4 月 1 日以後に取得又は製作したものとされている。また、経過措置期間終了後（令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度）の自己創出比率の計算に当たっては、令和 7 年 4 月 1 日以後の事業年度において発生した対象知財に直接関連する研究開発費を用いることとされている。そのため、同期間終了後、令和 6 年度に取得又は製作された知財については、自己創出比率がゼロとなり、結果、同税制による所得控除は発生しない。 そのため、経過措置期間中に令和 6 年度に取得又は製作された知財について税制を適用した場合、同期間終了後に当該知財について所得控除が発生しなくなることから、所要の見直しを講ずる必要がある。 ○日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 国内の無形資産投資を促す制度について、その執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえて見直しを検討するとともに、利便性向上を図る。 ○統合イノベーション戦略 2026（令和 8 年 7 月 14 日閣議決定） 無形資産投資を促す仕組みについて、制度の執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえ、見直しを検討するとともに、利便性向上を検討する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進 国内で自ら研究開発した特許権等から生じる譲渡等所得の 30%を所得控除するイノベーションボックス税制の対象範囲について、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討するとともに、日本企業の実態に即した利便性向上について検討を行う。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進 我が国の研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、AI プログラムの著作権）から生じる譲渡所得、ライセンス所得について、30%の所得控除を行うイノベーションボックス税制を創設した。本税制を通じて、民間による無形資産投資を後押しするとともに、本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I－1 我が国の食料供給 《政策分野》 ②食料自給力の確保
		政策の達成目標	研究開発のアウトプットへのインセンティブを高め、民間企業による無形資産投資を増加させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和14年3月31日（7年間）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和6年度時点であるため、測定期間のデータが得られていないことから、政策目標の達成状況を分析することは困難である。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
	有効性	要望の措置の適用見込み	最新の租税特別措置の実績が令和6年度時点であり、本制度開始前であるため、要望の措置の適用見込みを推計することは困難である。今後、データが得られた段階で、適用見込みについて推計を行う。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置を講じることによって、経過措置期間中に本税制の適用を受けていた事業者が、経過措置期間後も所得控除を受けることが可能になる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	経過措置期間中に本税制の適用を受けていた事業者が、同一の内容で経過措置期間後に所得控除を受けられなくなることを防ぐための措置であるため、要望の措置を講ずることは妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であり、本制度開始前であることから、初年度（令和 7 年度）の適用額は把握不可。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和6年度時点であり、本制度開始前であることから、効果を分析することは困難である。
	前回要望時の達成目標	民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和6年度時点であり、本制度開始前であることから、達成度を分析することは困難である。
これまでの要望経緯		令和 6 年度 イノベーション拠点税制を創設

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課）

項目名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税目	法人税 租税特別措置法第 66 条の 10 租税特別措置法施行令第 39 条の 21		
要望の内容	適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ ▲0 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。 (2) 施策の必要性 革新的な新製品・新サービスを生み出し続けるためには、自社内の既存技術を改善するだけでなく、外部の新鮮な知恵を積極的に取り入れて、新しい技術を生み出していくことが必要不可欠である。 また、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要である。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を共同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る。 ■第 7 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定） 第 7 章 推進体制・ガバナンスの改革 1. 官民の研究開発投資の確保等 このため、2026 年度から 2030 年度までの間、科学技術関係予算に加え、今後策定する成長戦略に基づく施策、大学ファンドの運用益による助成、財政投融資や研究開発税制等により、政府研究開発投資の総額は 60 兆円、官民合わせた研究開発投資の総額は 180 兆円を目標とする。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I－1 我が国の食料供給 《政策分野》 ②食料自給力の確保															
		政策の達成目標	企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 （企業の社外支出研究費※の額：年率 11.5%増加（令和 9 年度～11 年度）） ※ 企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）（以下、同じ）															
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）															
		同上の期間中の達成目標	企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 （企業の社外支出研究費の額：年率 11.5%増加（令和 9 年度～11 年度））															
		政策目標の達成状況	企業の社外支出研究費は、令和 6 年度は対前年度比で 10.5%増の 1.4 兆円となっており、目標達成には至っていないものの、増加傾向がみられる。 <table><tr><td>区分</td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>社外支出研究費（億円）</td><td>12,048</td><td>12,330</td><td>14,427</td><td>13,028</td><td>14,399</td></tr></table> ※出典：2025 年（令和 7 年）科学技術研究調査（総務省）より、企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）。						区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	社外支出研究費（億円）	12,048	12,330	14,427
区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度													
社外支出研究費（億円）	12,048	12,330	14,427	13,028	14,399													
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>区分</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>適用件数（組合数）</td><td>7</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> ※ 令和 8 年 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。						区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	適用件数（組合数）	7	6	6			
	区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度														
適用件数（組合数）	7	6	6															
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、研究開発プロジェクトの開始時など試験研究用資産の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることであり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。																

			このため、事業実施にあたって必要となる試験研究用資産の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じ、技術研究組合の当該資産の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。
相 当 性		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要となっている。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうかは「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を協同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る本特例措置を講じることは妥当である。 この点、民間企業が技術研究組合を通じて共同研究開発を実施する際、技術研究組合は試験研究用資産への計画的な投資が求められる。本税制は、技術研究組合が研究開発を行うに当たり、法令上明確にされている客観的な要件を満たせばすべからく適用可能であるため、毎年度予算の範囲内で審査が必要な補助金等と比べ、税制措置の方が予見可能性が高く効果的である。 なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットリングとなっている。

租税特別措置の適用実績

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (見込み)
適用 件数	13 (15)	10 (9)	5	14	10
適用額 (百万円)	1,009 (985)	1,559 (1,129)	687	249	291
減収額 (百万円)	30 (77)	81 (89)	26	43	50

※ 令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。
 ※ 令和 7、8 年度については、令和 8 年 4 月 1 日時点で存続している全技術研究組合の適用件数、適用額（経産省調査）に基づき記載。

（減収額算定式について）

適用額 × 法人税率（23.2%） × 係数

- ・ 係数：令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。
 （各年度の「利益法人の適用額」 / 「適用額合計」）
- ・ 令和 7、8 年度は、令和 4～6 年度の係数の平均を基に算出。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

- ① 租税特別措置法の条項 第 66 条の 10
 ② 適用件数： 5 件
 ③ 適用額： 687 百万円
 ※令和 6 年度の適用状況

租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）

令和 8 年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。

また、本特例措置の有無による事業費の差分を直接的効果として把握（※）したところ、技術研究組合の令和 7 年度における事業費は、51,286 百万円となっている。その一方で、本特例措置がない場合の推定事業費は、49,034 百万円となっており、本特例措置により、技術研究組合の事業費を 23 億円（4.4%）増加させたと推計できる。

これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境設備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。

※ 令和 8 年 4 月 1 日時点で存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査

	前回要望時の達成目標	技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。																		
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 6、7 年度は、技術研究組合の設立及び事業費の増加を達成している。 令和 8 年度についても、事業費は増加する見込みであり、技術研究組合の設立についても数件相談を受けている。 <table><tr><th>区分</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度 (見込み)</th></tr><tr><td>事業費 (百万円)</td><td>37, 713</td><td>29, 817</td><td>37, 914</td><td>51, 286</td><td>58, 126</td></tr><tr><td>設立組合数</td><td>6</td><td>6</td><td>2</td><td>3</td><td>(0)</td></tr></table> ※ 事業費は、各年度における次年度の 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査に基づき記載（なお、各年度の 3 月 31 日以前に解散した技術研究組合については、技術研究組合法の規定に基づき提出された事業報告書等を踏まえ記載）。 ※ 令和 8 年度の設立組合数は令和 8 年 8 月末現在の実績。	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)	事業費 (百万円)	37, 713	29, 817	37, 914	51, 286	58, 126	設立組合数	6	6	2	3	(0)
区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)															
事業費 (百万円)	37, 713	29, 817	37, 914	51, 286	58, 126															
設立組合数	6	6	2	3	(0)															
これまでの要望経緯	昭和 36 年度 創設 昭和 55 年度 適用期限設定（5 年間） 昭和 60 年度 適用期限延長（2 年間） 昭和 62 年度 適用期限延長（2 年間） 平成元年度 適用期限延長（2 年間） 平成 3 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 5 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 7 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 9 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 11 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 13 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 15 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 17 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 19 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 21 年度 適用期限延長（2 年間） 〔平成 21 年 6 月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正〕 平成 23 年度 適用期限延長（2 年間） 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成 25 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 27 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成 30 年度 適用期限延長（3 年間） 令和 3 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外 令和 6 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から電気ガス供給施設利用権を除外 試験研究用資産について、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定																			

要望内容と自己点検の関係

措置名：技術研究組合の所得の計算の特例

- 本特例措置に係る自己点検においては、短期アウトカム（技術研究組合の事業費が増加すること）及び中期アウトカム（企業間及び産学の共同研究を活発化すること（①企業の社外支出研究費の額及び②そのうち大学等への社外支出研究費の額を年率11.5%の増加））を設定していたところ。その後、指標の明確性を向上させる観点から、中期アウトカムは海外への支出分を除いた社外支出研究費の額として設定し直した。
- この点、中期アウトカムである「社外支出研究費の額」については、本税制が措置されたことから、1.4兆円と増加傾向にあるものの、前年度比10.5%の増加（令和6年度実績）となっており目標を下回っている。このため、引き続き本税制を措置することにより、社外支出研究費の額を伸ばし、中期アウトカムに加え、長期アウトカム（令和8～令和12年度の官民合わせた研究開発投資の総額を180兆円）の目標達成に寄与することが必要である。
- 令和8年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。
- これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産等の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。その結果、企業からの賛同や参画が得られやすくなり、社外支出研究費の増加が促され、「共同研究及び研究開発投資の促進を図る」という政策目的を達成することにもつながることから、引き続き本特例措置の延長を要望したい。
- なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第46条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省新事業・食品産業部企画グループ）

項 目 名	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の延長等		
税 目	登録免許税 租税特別措置法第 80 条第 1 項		
要 望 の 内 容	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置について、事業ポートフォリオの転換・強化を通じて、価値創造の拡大につなげるための措置等を講じるとともに、適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲5,000 百万円) (— 百万円)	

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 戦略的・抜本的な事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図る。 (2) 施策の必要性 グローバル化の進展やデジタル革命により不連続かつ急激に経営環境が変化中、企業がイノベーションによる付加価値の創出や生産性の向上を通じ持続的な成長を実現していくためには、既存の事業の収益性を深化しつつ、新たな成長分野を探索する所謂「両利きの経営」を目指し、貴重な経営資源をコア事業の強化や自前主義によらず将来の成長事業への投資に集中させるという不断の事業ポートフォリオの見直しが必要とされている。 特に、既存の事業分野とは異なる新規分野への投資を行う場合には、通常、不確実性が高く、大きなリスクを伴うため、新規分野への投資資金を確保する観点からも、事業ポートフォリオの継続的な見直しを通じて資本効率が高い事業ポートフォリオへの転換を実現し、キャッシュフローの充実を図ることがこれまで以上に重要になっている。 こうした中、経済産業省では、これまで産業競争力強化法に基づく事業再編計画や各種税制措置により M&A をはじめとする事業再編を後押ししてきたが、日本企業における事業ポートフォリオ検討の必要性について認識は高まりつつあるものの、複数の事業セグメントを有する企業の利益率が世界的には未だ低く、十分に事業ポートフォリオの組替えが行われていない状況となっている。 こうした状況を踏まえれば、引き続き我が国経営者の事業再編に係る「決断」を促すことが必要であり、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置し、事業ポートフォリオの見直しと事業再編を円滑化することで、我が国事業者の生産性向上を推進していく必要がある。 また、本年 7 月に「コーポレートガバナンス・コード」が改訂され、取締役会の役割として、「成長の道筋を構築することや、「成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源配分等に関し具体的に何を実行するのかについて説明を行う」こと（原則 4-1）などが明確化された。経済産業省においても、「成長投資ガイダンス」（2026 年）を策定してその実務的な対応の方向性を示し、その普及・啓発を通じて、事業ポートフォリオの見直しと成長投資の必要性に対する意識の浸透に向けて取り組んできている。 我が国の構造的な課題として、日本企業全体として資本効率の改善は進展してきた一方で、依然として、資本コストを上回る収益性を安定的に確保できている事業が少ない上、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セグメントが生み出した価値が相殺される構造となっている※ことがありとされる。我が国経済の中長期的な成長に向けては、我が国企業が、事業ポートフォリオの転換を通じて、投下資本の戦略的な再配分・拡大を促していくことが必要である。 AX・GX をはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している環境下において、我が国企業がこのような環境に適応し、競争力を高めていくためには、事業ポートフォリオの転換・強化を上記の取組から更に踏み込んで促進していくことが必要である。 ※価値毀損セグメントに対する資本投入割合：日本：65% 米国：39% 欧州：42% 以上の理由から、事業ポートフォリオ転換・強化を促進するための措置等を講じるとともに、本税制の適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I-3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム 《政策分野》 ⑬ 食品産業
		政策の達成目標	認定事業再編計画に基づく政策支援を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	令和11年度に、事業者の生産性（ROIC(投下資本利益率)）を令和8年度より2%ポイント、固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和8年度より5%向上させる。
		政策目標の達成状況	○ROIC（投下資本利益率）の実績 2022年度（令和4年度）10.9% 2023年度（令和5年度）11.2% 2024年度（令和6年度）10.7% ※SPEEDA 上場企業データに基づき、以下のとおり算出 ROIC＝（営業利益＋減価償却費＋研究開発費）÷（有利子負債残高＋自己資本） ○固定資産回転率の実績 2022年度（令和4年度）2.85 2023年度（令和5年度）2.83 2024年度（令和6年度）2.81 ※財務省法人企業統計に基づき、以下のとおり算出 固定資産回転率＝売上高÷有形固定資産＋ソフトウェア
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度～令和11年度 22件程度／年 ※既存制度による件数のみ
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	令和8年3月までに産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた事業再編計画173件のうち、171件の計画が登録免許税率の軽減措置を活用しており、活用割合が高い施策である。また、単に事業再編を行うだけでなく生産性向上や新サービス開発等の取組を実施する事業者に対して税制を適用する仕組みとしていることで、我が国産業競争力の強化に寄与しているものと考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・債権放棄時の資産評価時の損金算入 ・認定株式分配に係る課税の特例 ・事業ポートフォリオ転換・強化促進税制（要望中） 本税制措置は事業等を買収等する判断を、事業ポートフォリオ転換・強化促進税制は主に事業ポートフォリオの転換の判断を後押しするものであり、両者を一体で講ずることで事業ポートフォリオの転換・強化が促進されることが期待される。

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—							
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—							
		要望の措置の妥当性	本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や新たな生産方式の導入などの取組を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものである。 本措置により、合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数（171 件）】 (単位：件)								
		年	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7
		適用件数	11	17	14	22	26	22	18	22
		【事業再編計画の認定を受けた企業が営む業種（173 件）】 (単位：件)								
	【減収額（見込み含む）】 (単位：億円)									
		年	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7
		減収額	5.5	43.4	49.3	39.1	45.8	18.5	66.3	50.0
		※各年度の減収額は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。								

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	登録免許税の軽減措置を講ずることにより、合併や会社分割等に係る資本・資産に係るコストを軽減し、事業再編を促進することは我が国産業の生産性の向上に有効な手段である。 昨年度までに事業再編計画の認定を受けた事業者は、173 者（全省庁ベース）のうち 171 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和 7 年度までに終了した計画（全 35 計画）のうち、30 計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。
	前回要望時の 達成目標	令和 8 年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和 5 年度より 2%、固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和 5 年度より 5%向上させる。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	事業再編計画の認定を受けた事業者は、173 者（全省庁ベース）のうち 171 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和 7 年度までに終了した計画（全 35 計画）のうち、30 計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。また、残りの 5 計画については市場環境の悪化、原材料費の高騰や取引先都合により計画終了年度に計画していた売り上げが得られなかったなどの外部要因によるものであり、これらの変化によるやむを得ない計画を除けば目標を達成している。
これまでの 要 望 経 緯	登録免許税率の軽減措置 平成 25 年度創設（平成 26 年 1 月～） 平成 28 年度 2 年間延長 平成 30 年度 2 年間延長 令和 2 年度 2 年間延長 令和 4 年度 2 年間延長（生産性の向上要件の見直し） 令和 6 年度 3 年間延長（特別事業再編計画の創設） （同様の措置を講じていた産活法における要望経緯） 平成 11 年度 創設 平成 12 年度 税率引き下げ 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 5 年間延長（但し平成 18 年以後、一部縮減） 平成 19 年度 措置拡充（対象計画追加） 平成 20 年度 2 年間延長 平成 21 年度 1 年間延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ） 平成 22 年度 1 年間延長 平成 23 年度 一部縮減（産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる） 平成 24 年度 1 年間延長	

要望内容と自己点検の関係

措置名：産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し及び延長等

○各アウトカムと達成状況

1. 短期アウトカム

指標：新商品等の売上高比率を全社売上高や商品1単位当たりの製造原価の低減など
目標値：100%の認定事業者が、事業再編後に再編計画通り、前向きな取組を実施する。

達成状況：実施状況報告を受けている事業再編計画の認定を受けた計画、全ての案件において、認定計画通りに前向きな取組を実施した結果となった。

2. 中期アウトカム

指標：事業者の生産性（ROIC(投下資本利益率)の2%向上・固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）の5%以上）

目標値：基準年度と比較した生産性向上指標の最終年度における達成 ※令和4年度改正までは修正ROA・有形固定資産回転率を測定。

達成状況：生産性向上の指標として、修正ROA（令和3年度まで）・修正ROIC（令和4年度より）の2%ポイントの向上、固定資産回転率の5%向上又は従業員一人当たり付加価値額の9%向上のいずれかの達成を要件としている。平成30年度以降の認定案件において、経済産業省の認定した案件においては、令和7年度までに終了し報告を受けた案件35件のうち、30件が生産性の向上基準を達成している。本措置は認定を受けた計画の約85%において、生産性の向上に寄与していると言える。

○達成状況を踏まえた延長の必要性

中期アウトカムに対しては、目標未達となった事業者が一定数存在するものの、その要因は外的要因によるもので、取組を行ったものの止むを得ず目標未達となった。認定事業者と、同時期同業種の事業再編を行った事業者の生産性向上率を比較しても、認定事業再編計画事業者の方が、より高い生産性を実現しており、本措置により、我が国産業競争力の強化に寄与しているものといえる。

昨年、国内事業のM&Aは件数・金額ともにこれまでで一番高い水準となっている。国際事情や社会情勢の激変などにより、不確実性が高まっている中で、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図るためには、国内の過剰供給・過当競争構造を解消するとともに、事業ポートフォリオの最適化を目指した事業再編が必要である。

以上の理由から、事業ポートフォリオ転換・強化を促進するための措置等を講じるとともに、本税制の適用期限を令和12年3月31日まで延長する。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省新事業・食品産業部食品流通課）

項 目 名		地域における生活環境の維持に必要なサービスを確保するための特例措置の創設	
税 目		登録免許税	
要 望 の 内 容	人口減少・少子高齢化の進展に伴い、生活に欠かせない生活維持物品役務（エッセンシャルサービス）において、需要の減少や人手不足が生じ、民間事業者の撤退等により地域で過少供給構造が生じるおそれがある。エッセンシャルサービスは経済全体の基盤であり、その供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失につながるおそれがあるため、地域産業全体の担い手確保のためにも、その生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性確保を通じた需給の安定化が必要である。したがって、産業競争力強化法に基づく、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を受けた事業者に対して、所要の措置を創設する。		
	平年度の減収見込額		－万円
	（制度自体の減収額）		（－万円）
	（改正増減収額）		（－万円）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

人口減少・少子高齢化の進展により構造的な人手不足が見込まれる中、労働集約的な産業であり、人々の生活に不可欠な物品及び役務を提供するエッセンシャルサービスにおいて人手不足がすでに先鋭化している。エッセンシャルサービスを供給する担い手の不足は、人々の基本的な生活の維持を困難にさせ、生活者の域外への流出につながるおそれもあるため、地域住民の生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性を確保することで、地域における生活環境を維持するとともに、地域経済活動・産業の担い手の確保を図る。

(2) 施策の必要性

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、生活に欠かせない生活維持物品役務（エッセンシャルサービス）において、需要の減少や人手不足が生じ、民間事業者の撤退等により地域で過少供給構造が生じるおそれがある。エッセンシャルサービスは人々の生活だけでなく経済全体の基盤であり、その供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失につながるおそれがあるため、地域産業全体の担い手確保のためにも、その生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性確保を通じた需給の安定化が必要である。

こうした状況を踏まえ、令和8年5月29日に第221回国会にて成立し、6月5日に公布された「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」（以下「改正産業競争力強化法」という。）において、産業の担い手の確保に資する生活基盤の維持のための事業効率化を後押しする計画認定制度を創設。認定を受けた計画に従って行う事業について、金融支援、組織変更手続の特例措置等を講ずることとしている。

また、エッセンシャルサービスの持続性確保については、政府の方針としても、日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）において、改正産業競争力強化法に基づく認定エッセンシャルサービス事業者の事業継続コストを軽減するための支援措置の必要性が述べられている。また、地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）において、認定エッセンシャルサービス事業の事業継続コスト軽減支援を検討する旨が明記されている。

○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

1. 新技術立国・競争力強化

(1) 現状と課題

(2) 対応の方向性

③講ずるべき施策パッケージ

i) あらゆる分野の産業競争力強化の鍵となるA×の推進

i-1) 地方も出発点としたA×による産業構造・就業構造の転換

生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの生産性向上のため、改正産業競争力強化法に基づく認定エッセンシャルサービス事業者の事業継続コストを軽減するための支援措置について2026年度中を目途に結論を得られるよう、検討を進めるとともに、「AIロボティクス実装ロードマップ」の下でAIロボット導入を促進する。また、中堅・中小企業向け補助金においてA×投資を重点支援するとともに、7. (2) ③ i) に記載のA×実現のための地域ごとの支援者等のネットワーク作りについても併せて取り組む。

○地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）

第2節 豊かな生活環境の実現に貢献する主な施策の推進

イ. 持続可能な生活インフラの実現

		j. 買物環境の維持 (1) 将来を見据えた地域のサービス拠点づくり等 ②生活の維持に必要なサービス供給の持続性確保 [工程] ・法律に基づく事業者への金融支援を講ずるとともに、事業継続コスト軽減支援を検討する。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ I-3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム ≪政策分野≫ I-⑫ 食品アクセスの確保 I-⑬ 食品産業
		政策の達成目標	地域住民の生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性を確保することで、地域における生活環境を維持するとともに、地域経済活動・産業の担い手の確保を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	令和8年6月5日に改正産業競争力強化法が公布されたところ、本年中に当該法律を施行し、生活の維持に必要な物品、役務の需要減少、供給不足に対応する認定事業者に対して、金融支援、組織変更手続の特例措置等を行う。
	有効性	要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用件数見込み） 精査中
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域の生活基盤を支えるエッセンシャルサービスは、事業の効率化（合理化・多角化・広域化等）に投下できる資金力に乏しい傾向にある。また、その商圈は一般的に地域住民の生活圏と密接に関係していることから、人口減少等による構造的な需要減少の影響を強く受けるため、自助努力のみで採算性及び持続性を確保することが難しい。 このような中、エッセンシャルサービス事業者は、今後見込まれる人口減少等による構造的な需要減少も見据えて事業の採算性を確保する必要があり、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定制度の要件の一つである計画終了年度時の黒字化を図る上では、売上の改善とともに大幅な運営コストの削減を通じてキャッシュフローを確保し、投資回収の前倒しを進めることが重要。 このため、エッセンシャルサービスの安定供給と持続性確保を促進するうえでは、法律上の措置（金融支援等）に加え、初期負担（登録免許税・不動産取得税）及び継続的負担（固定資産税）の軽減による特例措置を講じることが有効である。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	生活維持役務等効率化促進事業（令和８年当初予算３.０億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例措置は改正産業競争力強化法に基づく認定エッセンシャルサービス事業者が事業の効率化を図る際にかかる初期負担及び継続的負担の軽減措置として活用される。 一方、上記の予算事業は、モデル事例の実証を通じて、本認定制度の施行に向けた標準的な運用手法の構築を図るとともに、47都道府県で認定エッセンシャルサービス制度の普及啓発・広報に向けたセミナーを開催することで、円滑な制度運用・活用環境を整備することを目的としている。
		要望の措置の妥当性	エッセンシャルサービス事業者は、今後見込まれる人口減少等による構造的な需要減少も見据えて事業の採算性を確保する必要があり、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定制度の要件の一つである計画終了年度時の黒字化を図る上では、売上の改善とともに大幅な運営コストの削減を通じてキャッシュフローを確保し、投資回収の前倒しを進めることが重要。 予算事業では一時的な支援にとどまることや予算の範囲内で支援が限定されてしまうことから、事業者が予見可能性をもって等しく受けられる税制措置によってエッセンシャルサービスの安定供給と持続性確保を図ることが有効である。 そのため、法律上の措置（金融支援）に加え、エッセンシャルサービス事業の効率化に向けて取得する資産に係る税負担を軽減する本措置は、認定事業者のキャッシュフローの改善に寄与し、事業運営の安定性を向上させることが期待できるものであり、妥当性が認められる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場	—

	合の 理 由	
これまでの 要 望 経 緯	令和 8 年度 要望	

令和 9 年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(農林水産省農村振興局整備部設計課)

項 目 名		第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討									
税 目											
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策を関係府省庁（注）において検討する。										
	（注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>－</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>－ 百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（</td><td>－ 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（
平年度の減収見込額	－	百万円									
（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）									
（改 正 増 減 収 額）	（	－ 百万円）									
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的										
	国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(2) 施策の必要性										
	気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度から令和 1 2 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策を検討するものである。										

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）（抄） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 3. 国民の安全・安心の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画2026」⁹²に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。 ⁹² 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		R8 新規要望	

項 目 名	健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、消費税		
要 望 の 内 容	第 1 一部保険外療養の創設 令和 8 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）が公布され、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、令和 9 年 3 月より O T C 医薬品と成分等が同じ医療用医薬品（いわゆる O T C 類似薬）約 1100 品目について、その薬剤費の 4 分の 1 を保険給付から外し、「特別の料金」として患者に負担いただく O T C 類似薬の一部保険外療養が施行される。 社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）においては、税制上、法人税等の優遇措置が講じられており、その要件の 1 つとして、「医療保健業務に係る収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」という要件（以下「収入要件」という。）が課されている。 今般の O T C 類似薬の一部保険外療養において患者に負担いただく薬剤費の 4 分の 1 の「特別の料金」は、「社会保険診療等に係る収入金額」に含まれないため、引き続き、社会医療法人等が収入要件を満たすことができるよう、「特別の料金」を「社会保険診療等に係る収入金額」に含む税制改正を要望する。		
	＜関係条文＞ 厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（令和 6 年厚生労働省・農林水産省告示第 2 号）第 1 条第 1 号イ		
	第 2 出産に係る保険給付体系の見直し 令和 8 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）が公布され、出産に伴う妊婦の経済的負担の軽減を図る等の目的で、出産の給付体系を見直し、「分娩費」及び「出産時一時金」が新たに創設される。 社会医療法人等について、公的な運営等を確保するため、社会医療法人等に課されている収入要件に関し、「社会保険診療等に係る収入金額」に含むことのできる「助産」に係る収入金額について、現状 50 万円とされている限度額を、分娩費及び出産時一時金の額に応じ改正することを要望する。		
	＜関係条文＞ 厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（令和 6 年厚生労働省・農林水産省告示第 2 号）第 1 条第 1 号二		
	平年度の減収見込額		— 百万円
（制度自体の減収額）		（ — 百万円）	
（改正増減収額）		（ — 百万円）	

第1 一部保険外療養の創設

(1) 政策目的

OTC類似薬の一部保険外療養により医療保険制度の持続可能性を確保しつつ、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関の既存の税制上の取扱いに影響が生じないように税制上の措置を講じることで、社会医療法人等などによる地域医療提供体制の確保に繋げる。

(2) 施策の必要性

OTC類似薬の一部保険外療養については、抗アレルギー薬や鎮痛消炎剤など、これまで保険診療で日常的に使用され、7～9割を保険給付し、残りの1～3割を一部負担金として患者が自己負担していた医療用医薬品について、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその薬剤費の4分の1を保険給付の対象としないこととし、当該薬剤費の4分の1を「特別の料金」として患者に負担いただく仕組みである。

※一部保険外療養においては、薬剤費の4分の1を保険給付の対象から外し、「特別の料金」として患者に負担いただき、残りの薬剤費4分の3のうち7～9割を保険給付し、残りの1～3割を一部負担金として患者に自己負担いただく。後者の保険者から社会医療法人等に支払われる保険給付及び患者から支払われる一部負担金については、引き続き「社会保険診療等に係る収入金額」として税制上取り扱われる。

※社会医療法人等などが患者から支払われる「特別の料金」については、国が薬価の4分の1と設定するため、社会医療法人等により自由に価格設定されることはない。

社会医療法人等においては、本制度となる医療用医薬品について、これまでその収入の全額を「社会保険診療等に係る収入金額」として計上できていたところ、本制度の施行により、「特別の料金」分が計上できなくなることとなる。

一方で、本制度の施行後においても、本制度の対象となるOTC類似薬については、その医療上の必要性は引き続き認められ、保険診療において使用されるものであることから、OTC類似薬を患者に処方等することによって社会医療法人等をはじめとする医療機関が患者から支払いを受ける当該「特別の料金」についても「社会保険診療等に係る収入金額」「社会保険診療報酬」と同等に取り扱うことが適当であり、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関の既存の税制上の取扱いに影響が生じないように税制上の措置を講じる必要がある。

第2 出産に係る保険給付体系の見直し

(1) 政策目的

今回の「出産に係る給付体系の見直し」は、「妊婦の経済的負担の軽減」と「地域の周産期提供体制の確保」の両立を図るものであり、「分娩費」及び「出産時一時金」の創設により、妊婦の経済的負担の軽減を図りつつ、税制上の措置を講じることで、社会医療法人等をはじめとする医療機関による地域医療提供体制の確保に繋げる。

(2) 施策の必要性

社会医療法人等については、公的な運営等を確保するため、「医療保健業務に係る収入金額に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」等の要件が課されているところ、「助産」に係る収入金額については、一分娩に係る収入金額について、保険給付により妊産婦に実質的な負担が生じない、出産育児一

		時金等の額（50 万円）を限度として「社会保険診療等に係る収入金額」に計上できることとされているところ、今般、分娩費及び出産時一時金を創設し、給付体系の見直しを行うことから、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関の既存の税制上の取扱いに影響が生じないように税制上の措置を講じる必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省経営局協同組織課）

項 目 名	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、消費税		
要 望 の 内 容	社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等の改正を含む介護保険制度等の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）		— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 2040 年に向けて、85 歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等の増加や、生産年齢人口の減少が見込まれる。こうした状況に対応するため、令和 9 年度から始まる次期（第 10 期）介護保険事業計画期間に向けて、地域のサービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保・職場環境改善、介護サービス等の基盤整備を図るとともに、制度の持続可能性の確保を図る。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しについて検討を行い、その検討結果を踏まえ、社会福祉法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正を含む介護保険制度の見直しを行うこととしているところ、当該見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—